

# 第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度) (案)

「郡上っ子宣言」  
日本一住みたいまち  
子育てしやすいまちをめざします



令和〇年〇月  
郡 上 市



## はじめに

近年、わが国においては、急激な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴い、低年齢児からの保育ニーズの増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。



こうした中、本市においては、平成 27 年度から平成 31 年度までの間、「第 1 期郡上市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進してきました。

また、令和 2 年度から令和 6 年度に向けて実施する「第 2 期郡上市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、平成 30 年度に乳幼児及び小学生の保護者を対象とした子育て支援に関するアンケートを実施し、子ども・子育て支援の質・量の充実を検討して参りました。

本計画は、アンケートの結果を踏まえながら、これまでの取組みを継承し、「第 1 期郡上市子ども・子育て支援事業計画」の評価に加え、「郡上市総合計画」、「郡上市健康福祉推進計画」、「郡上市教育振興基本計画」、「郡上市障害福祉計画・障害児福祉計画」との整合性を図りつつ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や子ども・子育て支援の更なる充実に向けた取組みを進めるものです。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちを支えることは、保護者や子ども一人ひとりの幸せにつながることであり、郡上市の将来にとってかけがえのない大切なことです。

こうした状況を踏まえ、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として、「誰もが安心して子どもを産み育てられるまち～ずっと郡上・もっと郡上～」を基本理念とし、市民の皆さまとともに「日本一住みたいまち・子育てしやすいまち」を目指す『郡上っ子宣言』の実現に努めて参ります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました郡上市子ども・子育て会議の皆さま、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

郡上市長

日置敏明

## 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画策定の趣旨 .....	1
3 計画の位置づけ .....	1
4 計画の期間 .....	3
5 計画策定のための調査と策定体制 .....	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題 .....	4
1 本市の人口、世帯、出生等の現状 .....	4
2 子育て環境の現状 .....	17
3 アンケートから見られる現状 .....	24
4 第1期計画の評価と課題 .....	35
第3章 計画の基本的な考え方 .....	44
1 基本理念 .....	44
2 基本方針 .....	45
3 基本目標 .....	46
4 施策の体系 .....	48
第4章 施策の展開 .....	50
基本目標1 結婚から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します .....	50
基本目標2 心身ともに健やかな暮らしの実現を目指します .....	54
基本目標3 生きがいをもち安心できる暮らしの実現を目指します .....	57
基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します .....	61

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	64
1 教育・保育提供区域の設定.....	64
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	66
3 郡上市の将来推計人口.....	69
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	74
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	82
第6章 子ども・子育て支援事業計画の進行管理.....	93
1 施策の実施状況の点検.....	93
2 国・県等との連携.....	93
資料編.....	94



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国では、これまで様々な子育て支援・少子化対策が行われてきました。

2012（平成24）年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づき「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

子ども・子育て支援新制度では、必要とする全ての家庭※が利用できるように子育て支援の量の拡充と、子どもたちがより豊かに育っていけるように子育て支援の質の向上という、支援の量と質の確保を両輪とすることを目的に、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」を3つの柱として掲げています。また、当初は平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」も10年間延長され、「切れ目のない子ども・子育て支援」を行うこととなりました。

少子化問題、待機児童※問題、女性の社会進出、保護者※の子育てと就労の両立など、子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けており、地域のニーズに応じた教育・保育の受け皿の確保と、地域の特性に合った柔軟な子育て支援策が求められています。

## 2 計画策定の趣旨

平成27年度からスタートした「第1期郡上市子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度（令和元年度）をもって計画期間が満了します。第1期計画では、「誰もが安心して子どもを産み育てられるまち（ずっと郡上・もっと郡上）」を実現するため、子どもとその家族※に応じた支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、地域社会全体で子育てを支えていく環境の整備や、男女共同参画とワーク・ライフ・バランス※の推進など、子ども・子育てに関する支援を総合的に提供しながら事業の円滑な推進を図るため、計画を進めてきました。

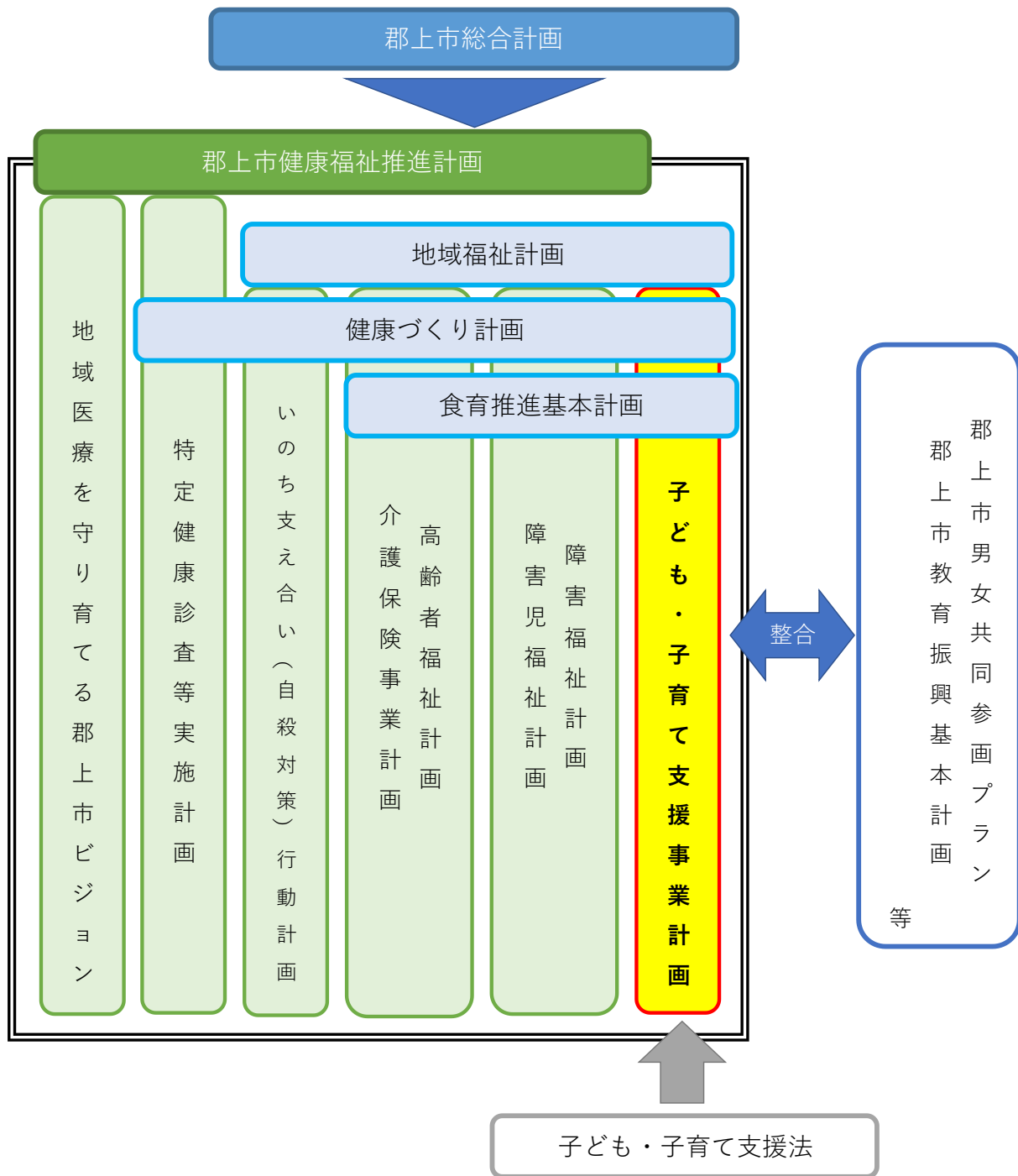
今般策定する「第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）では、第1期計画での施策・確保方策を継承し、より発展させることで、本市の目指す「切れ目のない子ども・子育て支援」をさらに推進してまいります。本市で子育てする市民の皆様が、安心して子育てできると実感し、本市に住んでよかったとだけ思っただけのよう、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかな施策を展開してまいります。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、「新・放課後子ども総合プラン※」に基づく市町村行動計画としての位置づけも含む計画として策定します。

また、本計画は、「郡上市総合計画」「郡上市健康福祉推進計画」「郡上市男女共同参画プラン」「郡上市教育振興基本計画」「郡上市食育基本計画」との整合を図ります。

【関連計画との関係】

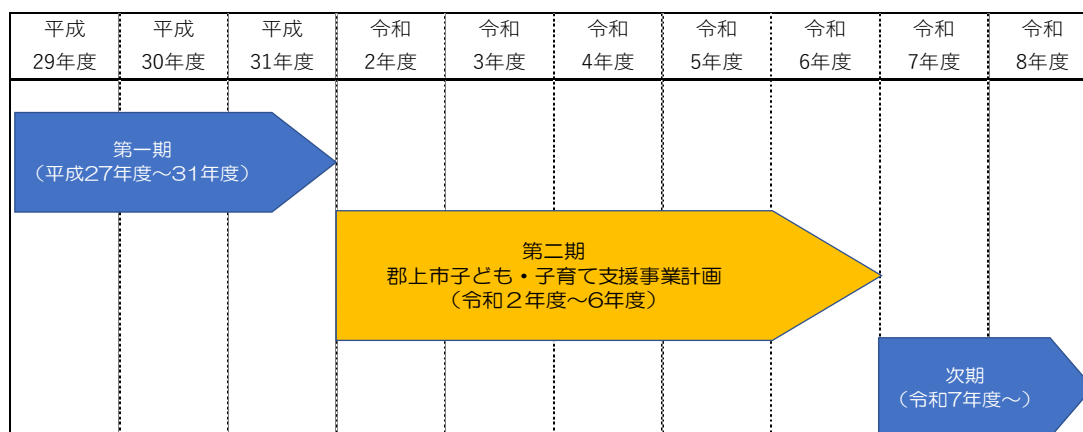


「※」を付した言葉は、94～95 ページの用語集で解説しています。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度～6年度までとします。



## 5 計画策定のための調査と策定体制

### (1) 子育てに関するアンケート調査の実施と現行動計画の評価

本市では、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、平成30年12月に、就学前児童(0～5歳)の保護者1,150人(回収:680人)、小学生児童(1～5年生)の保護者1,689人(回収:1,186人)を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

本計画では、アンケート調査の結果から、教育や保育に関する計画期間5ヶ年の需要を想定し、新たな計画に反映させます。

### (2) 計画の策定体制

この計画は、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「郡上市子ども・子育て会議」において、アンケート調査結果、計画に盛り込む内容等を審議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所の窓口やホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

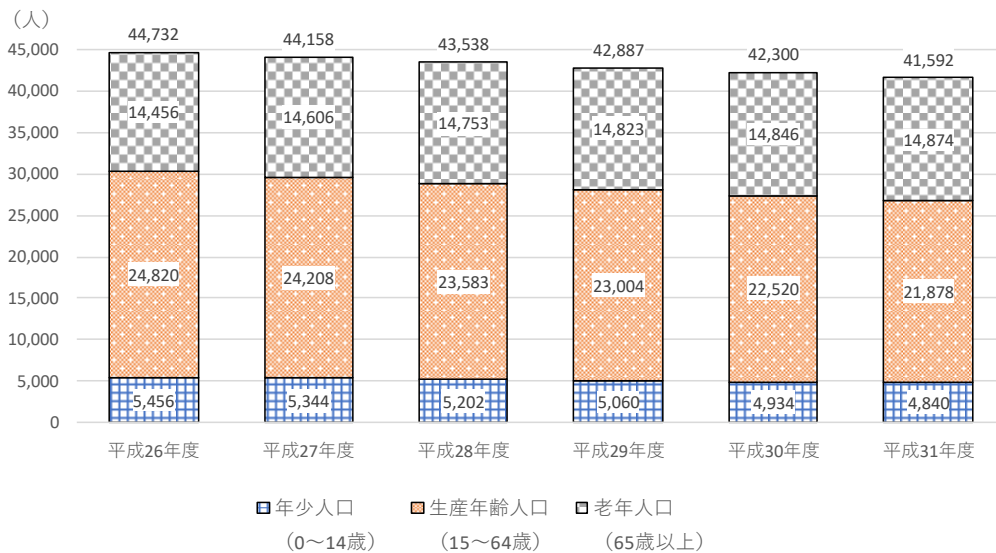
## 第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 1 本市の人口、世帯、出生等の現状

#### (1) 人口の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年少人口 (0～14歳)	5,456	5,344	5,202	5,060	4,934	4,840
生産年齢人口 (15～64歳)	24,820	24,208	23,583	23,004	22,520	21,878
老年人口 (65歳以上)	14,456	14,606	14,753	14,823	14,846	14,874
合計	44,732	44,158	43,538	42,887	42,300	41,592



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

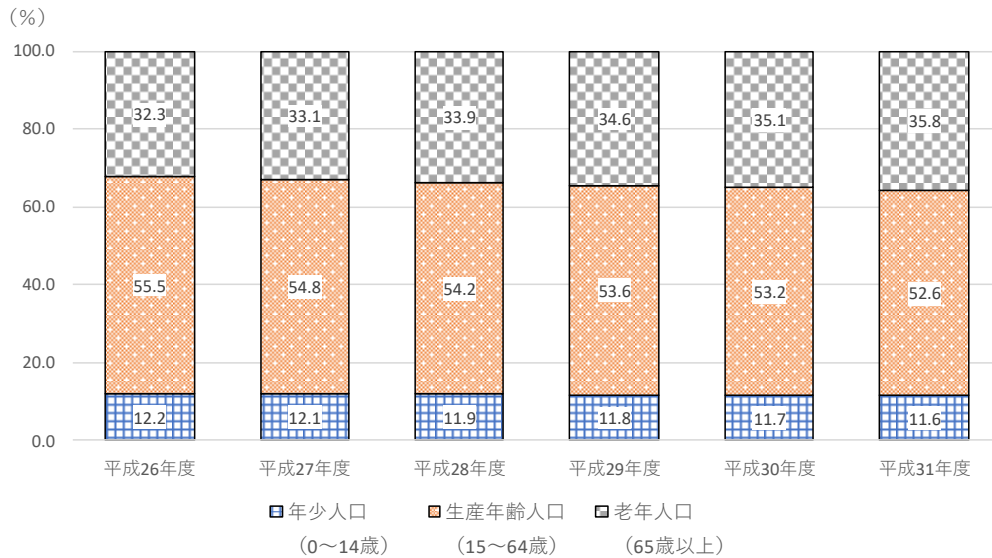
総人口は平成26年度では44,732人でしたが、平成31年度では41,592人と約3,000人以上減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少を続けている一方で、老年人口は緩やかに増加し続けており、少子高齢化の影響が強く表れています。

## ○年齢3区分別人口割合の推移

単位：％

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年少人口 (0～14歳)	12.2	12.1	11.9	11.8	11.7	11.6
生産年齢人口 (15～64歳)	55.5	54.8	54.2	53.6	53.2	52.6
老年人口 (65歳以上)	32.3	33.1	33.9	34.6	35.1	35.8
合計	100	100	100	100	100	100



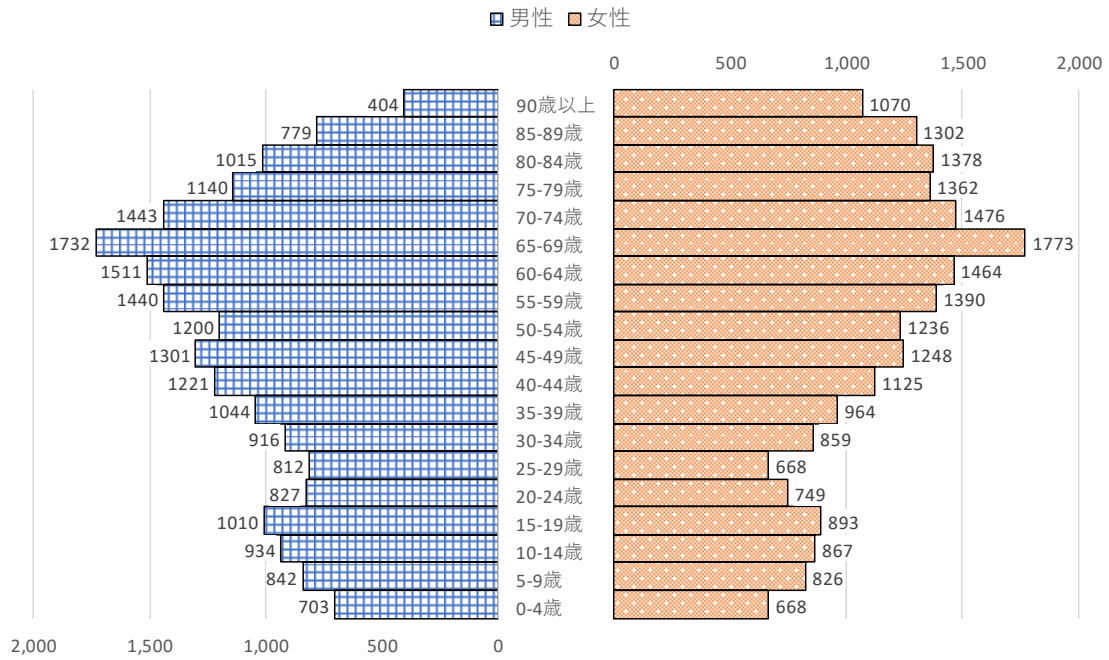
資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口は人口減少に伴って割合も減少し、平成31年度では年少人口が11.6%、生産年齢人口が52.6%となっています。

一方、老年人口は少子高齢化の進行に伴って割合も増加しており、平成31年度では35.8%となっています。

## (2) 5歳階級別人口ピラミッド

単位：人



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

郡上市の人口ピラミッドは「つぼ型」となっています。

5歳階級別人口を見ると、男性、女性共に65-69歳の人口が最も多くなっており、いわゆる「団塊の世代」を含む前期高齢者が多くなっています。

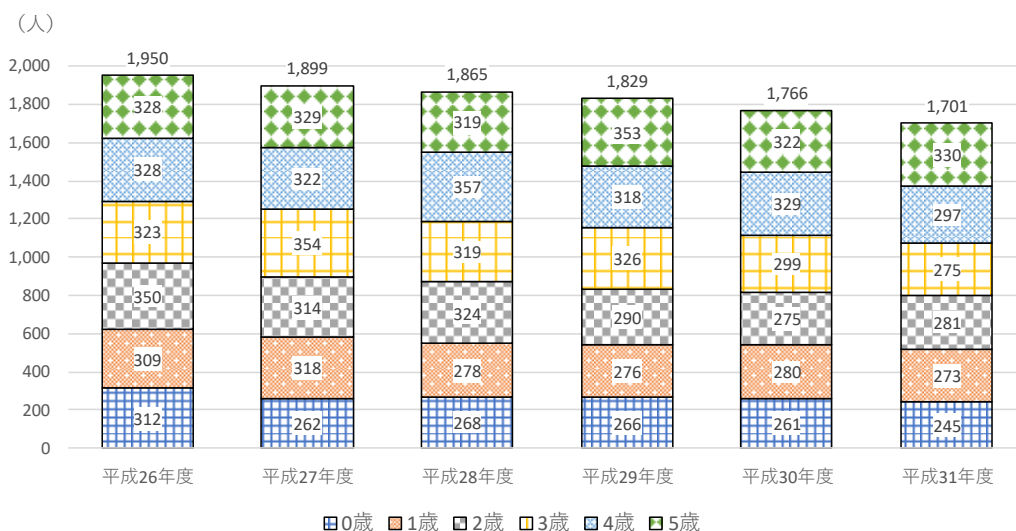
また、75歳以上の後期高齢者は、男性よりも女性が多くなっています。

一方、20歳未満の人口の中で、0-4歳児の人口が最も少なくなっており、少子化が進んでいることがわかります。

### (3) 0歳児～5歳児人口の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	312	262	268	266	261	245
1歳	309	318	278	276	280	273
2歳	350	314	324	290	275	281
3歳	323	354	319	326	299	275
4歳	328	322	357	318	329	297
5歳	328	329	319	353	322	330
合計	1,950	1,899	1,865	1,829	1,766	1,701



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

0歳児～5歳児の人口の推移について、平成26年度では1,950人でしたが、平成31年度では1,701人と200人以上減少しています。

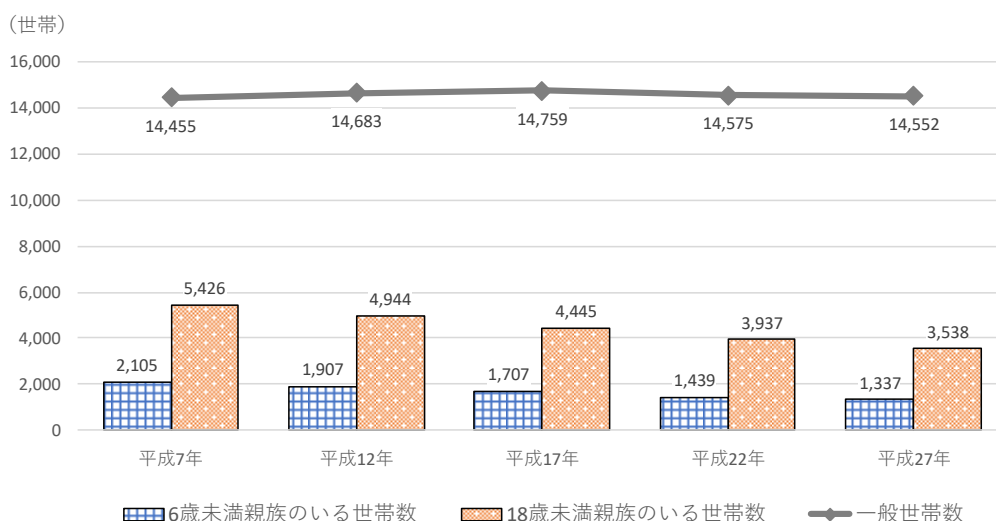
特に0歳児の人口が減少していることもあり、今後も児童人口は減少傾向が続くと考えられます。

### (4) 子育て世帯の推移

#### ① 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	14,455	14,683	14,759	14,575	14,552
6歳未満親族のいる世帯数	2,105	1,907	1,707	1,439	1,337
18歳未満親族のいる世帯数	5,426	4,944	4,445	3,937	3,538



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

子育て世帯の推移を見ると、一般世帯数は横ばいになっていますが、6歳未満あるいは18歳未満の親族がいる子育て世帯数の推移は減少を続けています。

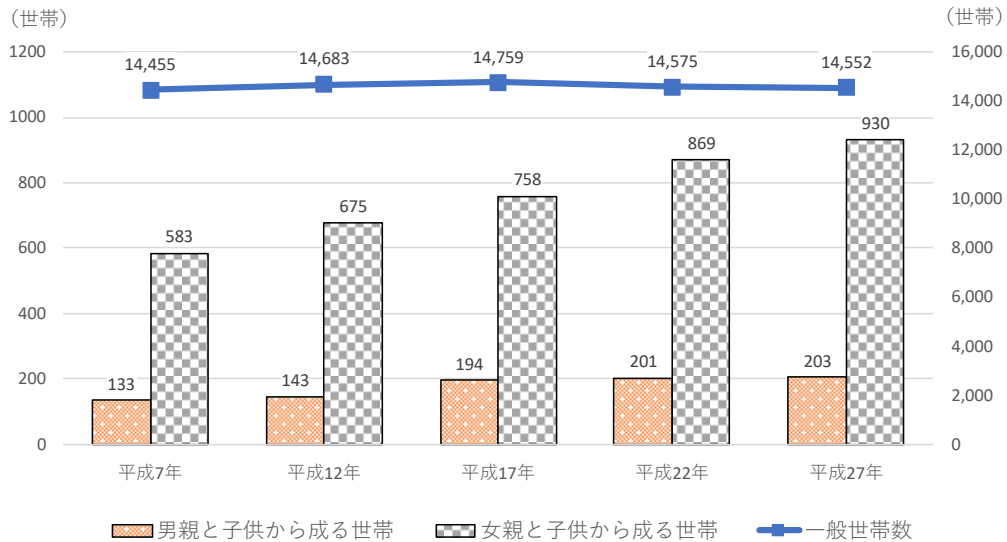
18歳未満親族のいる世帯数は、平成7年では5,426世帯ありましたが、平成27年度では3,538世帯と1,888世帯減少しています。

6歳未満親族のいる世帯数は、平成7年では2,105世帯ありましたが、平成27年では1,337世帯と768世帯減少しています。

## ② ひとり親世帯の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	14,455	14,683	14,759	14,575	14,552
男親と子供から成る世帯数	133	143	194	201	203
女親と子供から成る世帯数	583	675	758	869	930



資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

一般世帯数の推移は横ばいですが、ひとり親世帯は増加を続けています。

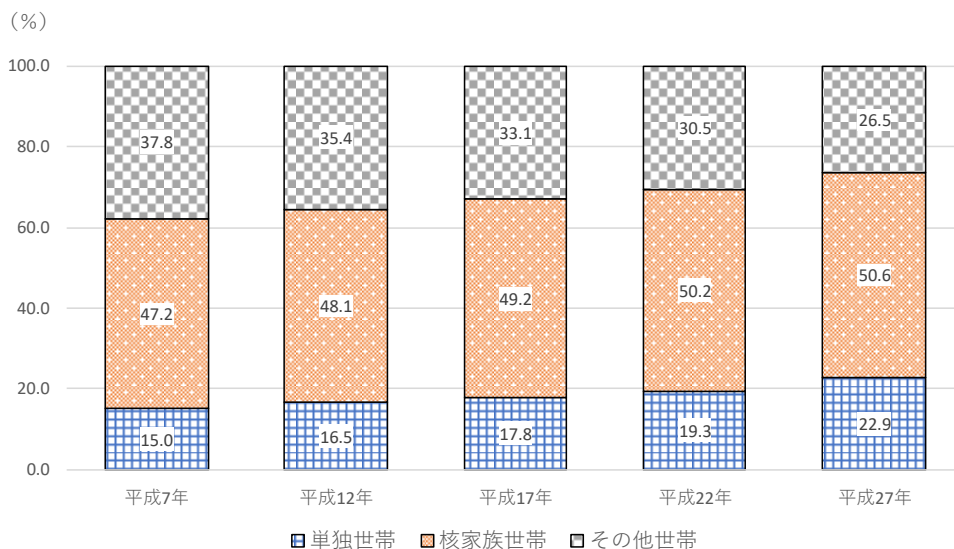
男親と子どもから成る世帯は、平成7年では133世帯ありましたが、平成27年では203世帯と70世帯増加しています。

女親と子どもから成る世帯は、平成7年では583世帯ありましたが、平成27年では930世帯と347世帯増加しています。

### ③ 世帯\*構成比率の推移

単位：%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	15.0	16.5	17.8	19.3	22.9
核家族世帯	47.2	48.1	49.2	50.2	50.6
その他世帯	37.8	35.4	33.1	30.5	26.5



資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

世帯構成比の推移を見ると、平成7年から平成27年にかけて単独世帯と核家族世帯の割合が増加しています。

単独世帯の割合は、平成27年では22.9%となっています。

核家族世帯の割合は、平成27年では50.6%となっており、半数以上の世帯が核家族となっています。

#### ④ 家庭類型別世帯数の推移

単位：世帯

家庭類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満世帯員のいる一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数
総数（世帯の家族類型）	14,455	14,683	14,759	14,575	14,552	1,337	3,538
A 親族のみの世帯	12,274	12,248	12,112	11,695	11,164	1,333	3,519
1 核家族世帯	6,823	7,056	7,260	7,315	7,366	761	1,806
（1）夫婦のみ	2,864	3,047	3,139	3,138	3,150	-	-
（2）夫婦と子供	3,243	3,191	3,169	3,107	3,083	736	1,628
（3）男親と子供	133	143	194	201	203	3	25
（4）女親と子供	583	675	758	869	930	22	153
2 核家族以外の世帯	5,451	5,192	4,852	4,380	3,798	572	1,713
（5）夫婦と両親	290	307	332	366	311	-	-
（6）夫婦とひとり親	578	602	611	739	751	-	-
（7）夫婦、子供と両親	2,003	1,773	1,498	1,155	905	249	714
（8）夫婦、子供とひとり親	1,544	1,456	1,359	1,114	910	92	451
（9）夫婦と他の親族（親、子供を含まない）	66	70	70	55	48	4	10
（10）夫婦、子供と他の親族（親を含まない）	176	202	212	225	221	33	159
（11）夫婦、親と他の親族（子供を含まない）	115	114	107	115	93	14	19
（12）夫婦、子供、親と他の親族	471	447	408	340	296	166	271
（13）兄弟姉妹のみ	35	29	36	46	37	-	-
（14）他に分類されない親族世帯	173	192	219	225	226	14	89
B 非親族を含む世帯	14	12	26	61	60	4	11
C 単独世帯	2,167	2,423	2,621	2,819	3,328	-	8
母子世帯	73	83	98	122	130	16	121
父子世帯	23	12	17	18	18	2	16

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



家庭類型別世帯数の推移を見ると、世帯総数は平成7年から平成17年にかけて増加し、平成17年から平成27年にかけて減少しています。

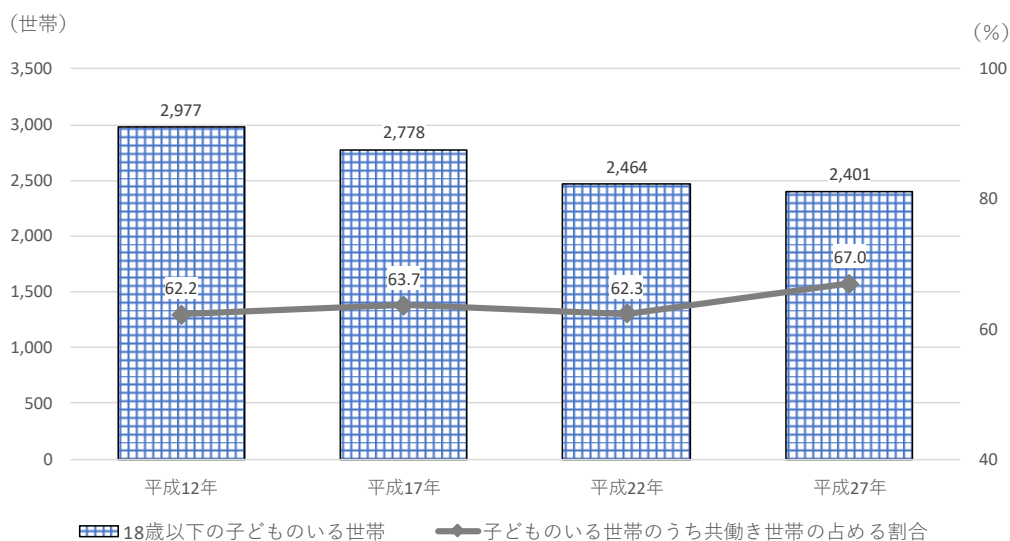
そのような傾向の中で、核家族世帯と単独世帯が増加傾向にあります。

核家族世帯については、「夫婦のみ」、「男親と子供」、「女親と子供」は増加傾向にありますが、「夫婦と子供」世帯は減少しています。

### ⑤ 共働き家庭の推移

単位：世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳以下の子どもがいる世帯数	2,977	2,778	2,464	2,401
子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合	62.2	63.7	62.3	67.0



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

共働き世帯の状況を見ると、18歳以下の子どもがいる世帯は平成12年から平成27年にかけて減少しており、平成27年では2,401世帯となっています。

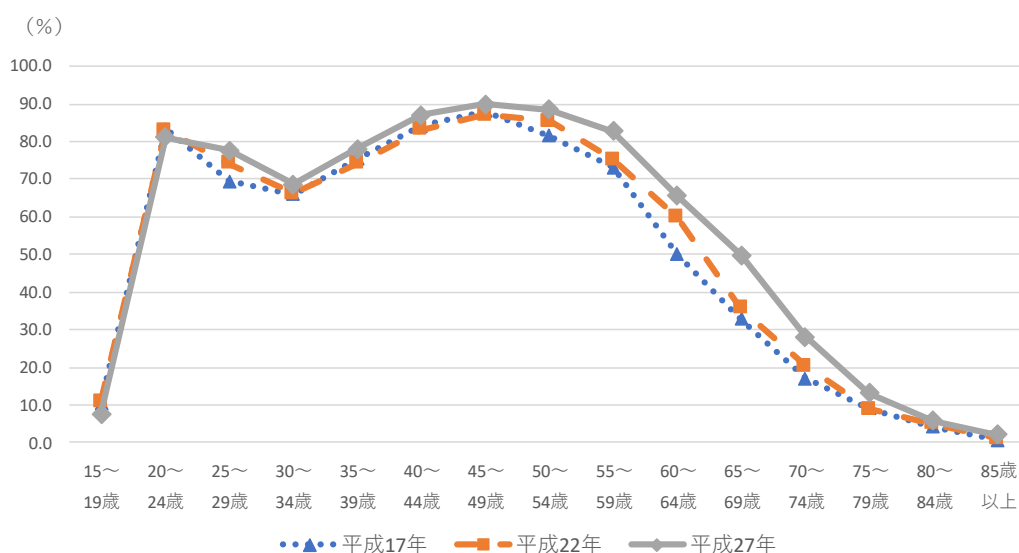
一方、子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は、平成27年では67.0%となっており、平成12年の62.2%から4.8ポイント増加しています。

## (5) 女性の労働状況

### ① 女性の年齢別労働力率\*

単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成17年	10.5	83.4	69.4	66.0	75.5	84.2	88.2	81.6
平成22年	11.0	83.1	74.1	66.3	74.1	83.2	87.1	85.5
平成27年	7.7	81.1	77.7	68.7	78.1	87.0	90.0	88.4
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
平成17年	73.1	50.1	32.8	17.1	9.1	4.1	0.6	
平成22年	75.3	59.8	35.7	20.4	8.9	4.9	1.2	
平成27年	82.9	65.6	49.9	28.2	13.2	5.8	2.2	



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に入る 20 歳～34 歳まで低下し、その後、45 歳～49 歳に向けて上昇する M 字カーブを描いています。

平成 17 年から平成 27 年にかけての労働力率を見ると、M 字カーブを描いているのはいずれの年でも同様ですが、25 歳以降は全ての年代で平成 27 年の労働力率が最も高くなっています。特に平成 27 年の 40～59 歳の労働力率はいずれも 80% を超えており、とりわけ 45～49 歳の労働力率では 90% となっているなど、働く女性が非常に多いことが分かります。

## ○母親の年齢階級別出生数

単位：人

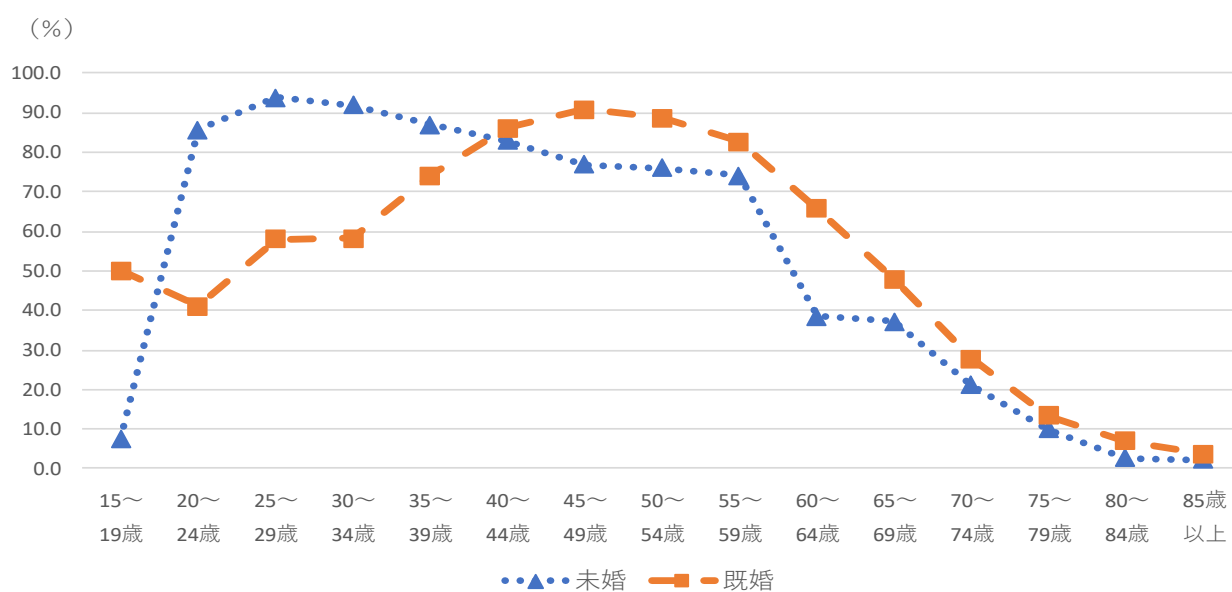
	15歳 未満	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	合計
平成20年	0	4	46	114	121	51	7	0	343
平成21年	0	2	32	95	119	57	9	1	315
平成22年	0	1	30	88	118	57	7	0	301
平成23年	0	1	27	91	126	54	16	0	315
平成24年	0	5	35	104	108	54	3	0	309
平成25年	0	1	28	106	116	66	8	1	326
平成26年	0	2	21	78	88	50	13	1	253
平成27年	0	2	24	83	117	56	8	0	290
平成28年	0	1	17	79	101	55	17	0	270
平成29年	0	3	12	76	102	50	9	0	252

資料：関保健所 「中濃地域の公衆衛生」(各年10月1日現在)

母親の年齢階級別出生数を見ると、平成20年から平成25年にかけて300人台でしたが、平成25年から平成26年にかけて急減し、それ以降は200人台となっています。平成29年の出生数は252人となっています。

年齢階級別にみると30～34歳の出生数が最も多くなっており、平成29年では102人となっています。

## ② 女性の未婚・既婚別労働力率



資料：国勢調査(平成27年10月1日現在)

女性の未婚・既婚別労働力率を見ると、未婚女性は25～29歳での労働力率が最も高く、ここをピークに低下していきます。

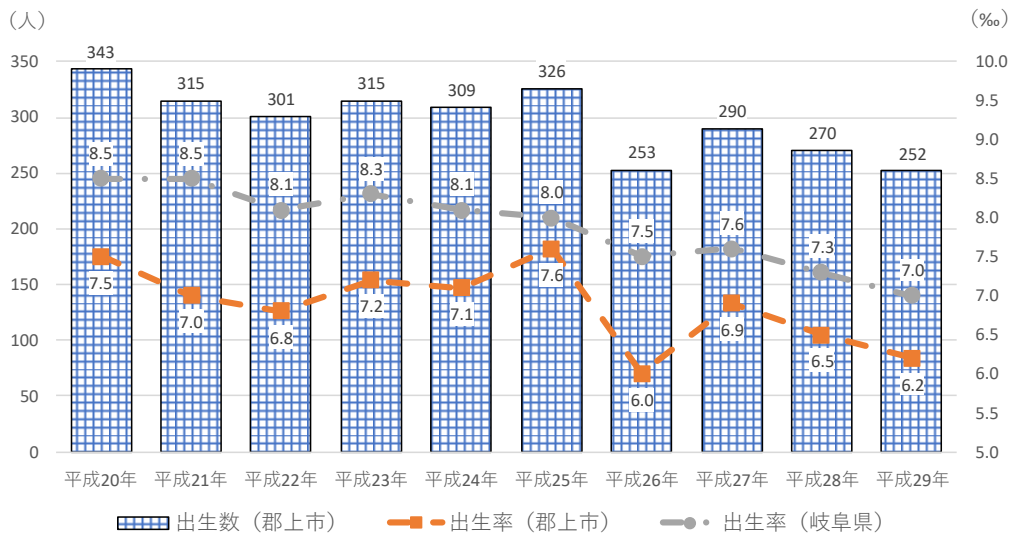
また、既婚女性は45～49歳での労働力率が最も高くなっています。

## (6) 出生の動向

### ① 出生数および出生率※の推移

単位：人、‰※

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（郡上市）	343	315	301	315	309	326	253	290	270	252
出生率（郡上市）	7.5	7.0	6.8	7.2	7.1	7.6	6.0	6.9	6.5	6.2
出生率（岐阜県）	8.5	8.5	8.1	8.3	8.1	8.0	7.5	7.6	7.3	7.0



資料：関保健所 「中濃地域の公衆衛生」（各年10月1日現在）

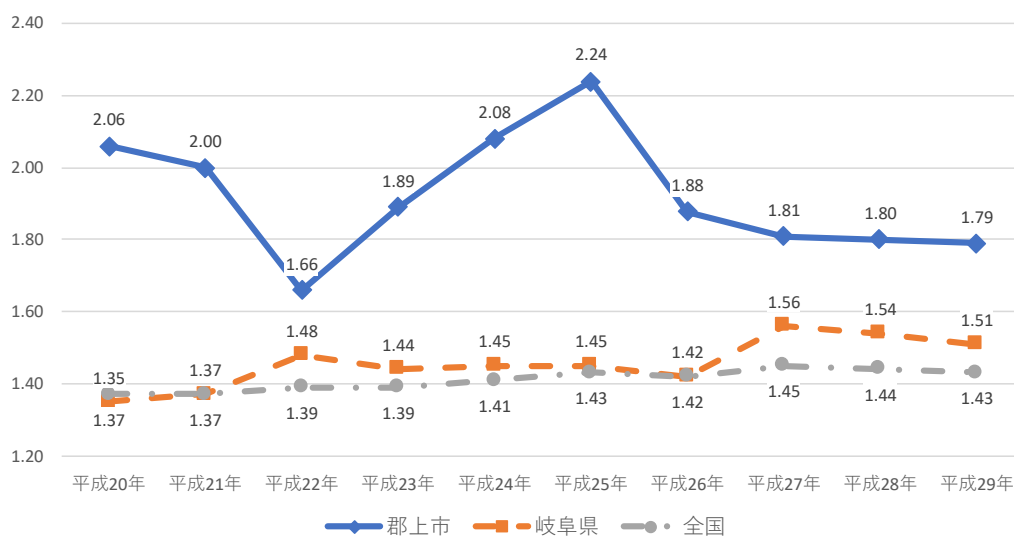
出生数の推移を見ると、平成20年から平成25年にかけて出生数は300人を超えていましたが、平成26年以降は300人を下回る状況にあり、平成29年には252人となっています。

出生率※の推移を見ると、岐阜県、郡上市共に出生率は減少傾向にあり、平成29年の本市の出生率は6.2‰※と岐阜県の7.0‰を下回っています。

## ② 合計特殊出生率※の推移

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
郡上市	2.06	2.00	1.66	1.89	2.08	2.24	1.88	1.81	1.80	1.79
岐阜県	1.35	1.37	1.48	1.44	1.45	1.45	1.42	1.56	1.54	1.51
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43



資料：関保健所 「中濃地域の公衆衛生」(各年 10月1日現在)

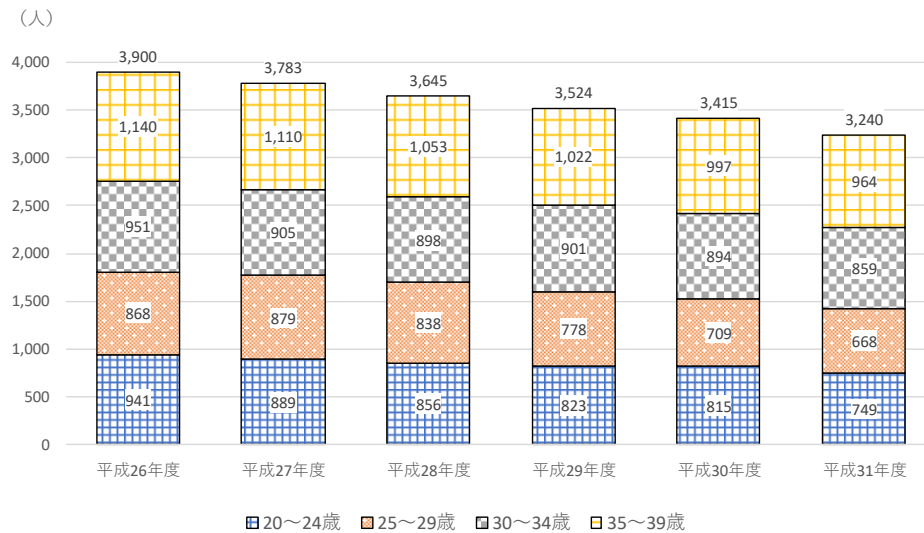
合計特殊出生率の推移を見ると、平成 25 年の 2.24 をピークに減少し続けており、平成 29 年では 1.79 となっています。

なお、本市の合計特殊出生率は全国及び県の水準より高い数値で推移しています。

## ③ 若年女性人口の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
20～24歳	941	889	856	823	815	749
25～29歳	868	879	838	778	709	668
30～34歳	951	905	898	901	894	859
35～39歳	1,140	1,110	1,053	1,022	997	964
合計	3,900	3,783	3,645	3,524	3,415	3,240



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

若年女性人口（20歳～39歳）の推移を見ると、平成26年度以降減少し続けており、平成31年度では合計で3,240人となっています。

特に20歳～24歳は6年間で192人、25～29歳は6年間で200人と大きく減少しています。

## 2 子育て環境の現状

### (1) 保育園\*・幼稚園\*・認定子ども園\*・幼児教育センターの入園状況

#### ① 保育園の利用状況

<公立：9園>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	432人	411人	379人	385人

<私立：H27 6園→H28以降 5園>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	502人	388人	394人	400人

資料：児童家庭課

現在、本市の保育園は公立園が9園、私立園が5園となっています。

公立園については、平成27年度以降利用者数が減少を続けており、平成30年度では385人となっています。

私立園については、平成28年4月1日に1園が認定こども園に移行したことから、平成28年度は利用者数が大きく減少していますが、その後は増加しており、平成30年度では400人となっています。

#### ② 幼稚園の利用状況

<公立：1園>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	58人	53人	53人	42人

資料：学校教育課

現在、本市の幼稚園は公立園が1園となっています。

平成27年度以降利用者数が減少を続けており、平成30年度では42人となっています。

#### ③ 認定こども園の利用状況

<私立：H27 3園、H28以降 4園>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	271人	368人	363人	335人

資料：児童家庭課、学校教育課

現在、本市の認定こども園は、私立園が4園となっています。

平成27年度から平成28年度にかけて利用者が大きく増加していますが、平成28年4月1日に私立保育園1園が認定こども園に移行したことが影響しており、その後は減少を続け、平成30年度では335人となっています。

## (2) 特別保育の実施状況

### ① 延長保育

<利用者数>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立9園	5,845人	633人	609人	288人
私立7園	2,567人	2,454人	2,099人	1,442人

資料：児童家庭課

延長保育は、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の伸長等による長時間保育に対応するため、通常の保育時間（11 時間）を延長して保育を行う事業です。市内全ての公立・私立保育園 14 園（認定こども園2園含む）及びへき地保育園 2 園において受入れを可能としています。

平成 27 年度から平成 30 年度にかけて利用者数は減少しており、平成 30 年度では公立園が 288 人、私立園は 1,442 人となっています。

### ② 一時預かり保育

<利用者数>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立9園	1,254人	1,153人	1,147人	1,014人
私立7園	1,836人	1,818人	1,375人	1,443人

資料：児童家庭課

一時預かり保育は、保護者の就労や疾病等の理由により児童を家庭で保育できない場合に児童を一時的に保育する事業です。市内全ての公立・私立保育園 14 園（認定こども園 2 園含む）及びへき地保育園 2 園において受入れを可能としています。

平成 27 年度から平成 30 年度にかけて利用者数は減少しており、平成 30 年度では公立園が 1,014 人、私立園は 1,443 人となっています。



### ③ 病児・病後児保育

<郡上市民病院>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	166人	199人	196人	180人
利用者数	173人	212人	78人	109人

<国保白鳥病院>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	96人	115人	147人	161人
利用者数	16人	46人	156人	123人

資料：児童家庭課

病児・病後児保育は、児童が病気などのため、入院治療の必要はないが、他の児童との集団生活が困難な時期に保育所等にかわって、その児童を一時的に預かる事業で、郡上市民病院、国保白鳥病院の2病院に委託しています。

平成27年度以降は登録者数が増加傾向にあり、平成30年度では郡上市民病院が180人、国保白鳥病院は161人となっています。

また、平成30年度の延べ利用者数は、郡上市民病院は109人、国保白鳥病院は123人となっています。

### ④ 障がい児保育

<実施施設数、利用者数>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施園数	5園	5園	4園	6園
利用者数	8人	9人	12人	15人

資料：児童家庭課

障がい児保育は、心身に障がいのあるお子さんを集団保育の中に受け入れ、共に育ちあう保育を行う事業です。市内全ての公立・私立保育園14園（認定こども園2園含む）及びへき地保育園2園にて受け入れを可能としていますが、実施した園については、平成27年度・28年度では5園、平成29年度では4園、平成30年度では6園となっています。利用者数は平成27年度以降増加しており、平成30年度では15人となっています。

### (3) 放課後児童クラブ・子ども講座・児童館の状況

#### ① 放課後児童クラブ等の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施個所数	8箇所	8箇所	9箇所	9箇所
延べ利用者数	24,778人	28,568人	25,218人	26,375人

資料：児童家庭課

放課後児童クラブは、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後や長期休暇に指導員による遊びなどを通じて児童の健全育成を図る事業です。

市内の放課後児童クラブは、平成21年度に4箇所（八幡、大和、白鳥、美並）でしたが、平成30年度は9箇所で開催しており、クラブ数は増加しています。

延べ利用者数は平成27年度以降増加し、平成30年度では26,375人となっています。

#### ② 子ども講座の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども講座数	9講座	11講座	11講座	10講座
放課後児童クラブ合同講座	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
図書館講座	27講座	26講座	26講座	26講座
延べ参加人数	585人	570人	516人	557人

資料：社会教育課

子ども講座は、郡上を学ぶことをテーマとし、市内の小学生を対象とし実施しています。異年齢の交流を通し、自ら学ぶ力を身に付ける機会となっています。

平成30年度では、子ども講座が10講座、図書館講座が26講座開催され、各講座の延べ参加者数は557人となっています。

#### ③ 児童館の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施館数	4館	4館	4館	4館
利用者数	14,678人	17,424人	16,410人	16,102人

資料：児童家庭課

市内には、はちまん児童館と各保育園に隣接する、たかす児童館、たかす北児童館、わら児童館の4つの児童館があり、厚生員による工作や絵本の読み聞かせなど、遊びの指導を通しながら親同士の交流を図っています。

平成 27 年度以降、4 館の合計利用者は増加傾向にあり、平成 30 年度では 16,102 人となっています。

#### (4) 子育て支援事業

##### ①地域子育て支援拠点事業

###### 【市の事業】

市子育て支援センターでは、ほっとサロンやまめっこクラブなどの親子の交流の場の提供、子育てサークルへの支援や情報誌の発行を行っています。

相談業務は、子育て相談員が常駐し、市内各地の公共施設で、子どもの発達や育児不安、いじめ、家族関係など子育てに関する相談業務を実施しています。

###### <ほっとサロン>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	6,709人	6,994人	4,813人	3,838人

資料：児童家庭課

ほっとサロンは、児童館のない地域（白鳥、美並、明宝）において、未就園児の親子を対象として、美並地域は週 2 回、白鳥地域は週 3 回、明宝地域は月 2 回実施し、親子の交流や子育て相談を行っています。

平成 27 年度以降、利用者数は減少傾向にあり、平成 30 年度の延べ利用者数は、3,838 人となっています。

###### <育児相談>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	431件	406件	340件	317件

資料：児童家庭課

育児相談は、子育て相談員による育児不安等に対する相談を行っています。

平成 27 年度以降、利用者数は減少傾向にあり、平成 30 年度の延べ利用者数は、317 人となっています。

###### <まめっこクラブ>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	188人	181人	187人	139人

資料：児童家庭課

まめっこクラブでは、生後 2 ヶ月～6 ヶ月の乳児の親を対象として、子育てについて学んだり、親同士が交流を行っています。郡上市の南部と北部の 2 ヶ所で、それぞれ 1 ヶ月に 1 回実施しています。

平成 27 年度以降、利用者数は減少傾向にあり、平成 30 年度の延べ利用者数は、139 人となっています。

## 【私立保育園等の事業】

### <私立保育園での地域子育て支援拠点事業>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	7,921人	8,586人	5,569人	7,468人

資料：児童家庭課

私立保育園7園（認定こども園2園含む。）では、地域子育て支援拠点事業として、育児、保育に関する専任の保育士を週5日以上配置し、育児不安等に対する相談・指導、子育てサークルの育成支援、情報誌の発行などを実施しています。また、大和では子どもセンター「バンビ」が同様の事業を行っています。

延べ利用者数は、平成27年度から平成28年度にかけて増加しましたが、平成29年度では利用者が減少し、その後平成30年度では再び増加して7,468人となっています。

## ②子育て短期支援事業

### <ショートステイ>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	20人	20人	20人	17人

### <トワイライトステイ>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	4人	11人	0人	25人

資料：児童家庭課

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期的に預かり、養育する事業です。休日や夜間に利用するトワイライトステイと、宿泊で利用するショートステイがあります。

平成30年度の延べ利用者数は、ショートステイが17人、トワイライトステイが25人となっています。

## (5) ファミリー・サポート・センター事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員数	578人	640人	485人	619人
援助会員数	307人	322人	332人	351人
両方会員数	54人	56件	62人	68人
利用件数	4,386件	2,424件	2,219件	1,886件

資料：児童家庭課

ファミリー・サポート・センター事業は、市内で子育てのサポートを受けたい人（依頼会員）と子育ての経験を活かしサポートができる人（援助会員）がネットワーク※をつくり、地域で子育てを支え合う

事業です。主に放課後児童クラブ終了後の預かりや送迎、保育園や学校※が休みの時などの援助を行っており、平成 30 年度の利用件数は 1,886 件となっています。

会員数は平成 27 年度以降、増加傾向にあり、平成 30 年度では依頼会員が 619 人、援助会員が 351 人、両方会員が 68 人となっています。

#### (6) 妊婦健診事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	3,405件	3,235件	3,486件	2,508件

資料：健康課

妊婦健診事業は、妊娠がわかってから出産するまで、定期的に産婦人科や助産院で検査や保健指導を実施する事業で、市では 14 回分の受診券を発行し助成を行っています。

平成 27 年度以降、助成件数は減少傾向にあり、平成 30 年度では 2,508 件となっています。

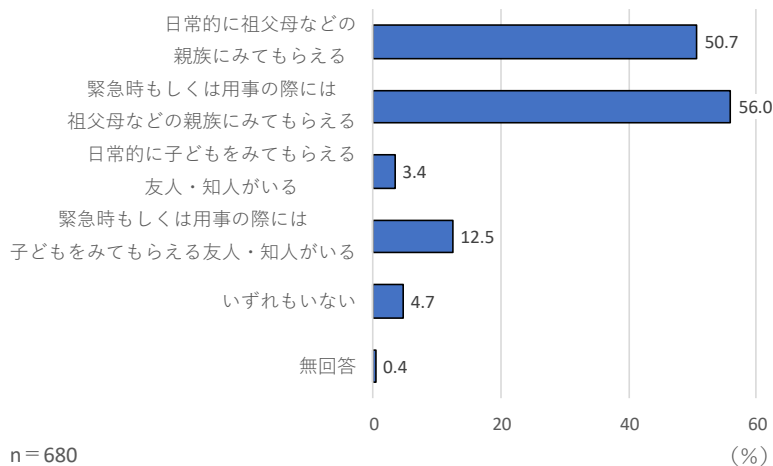
### 3 アンケートから見られる現状

#### (1) お子さんご家庭の状況について

##### ① 子どもをみてもらえる親族・知人

###### 【就学前児童調査】

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が50.7%となっています。

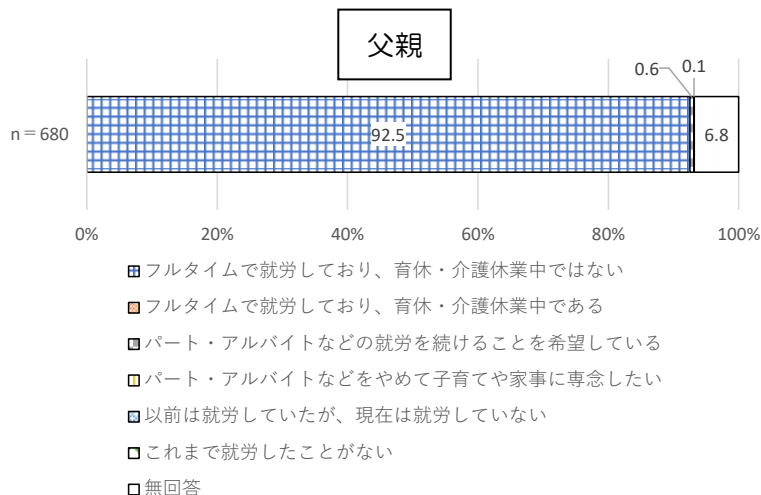
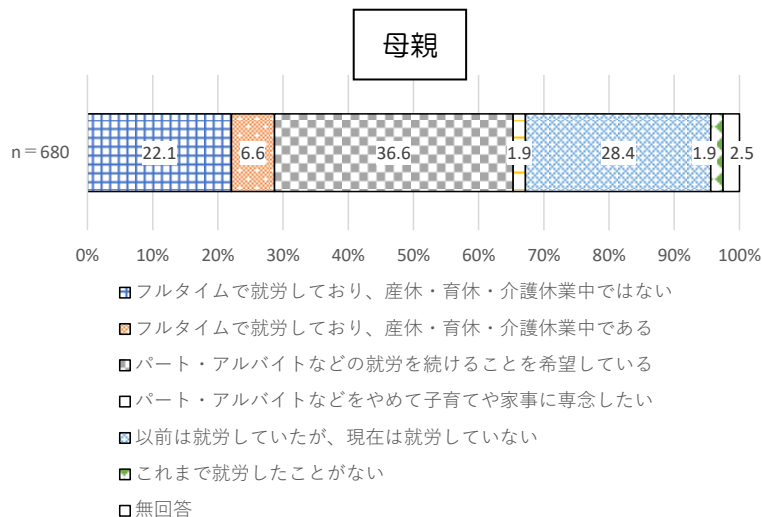


##### ② 母親と父親の就労状況

###### 【就学前児童調査】

フルタイム（※1週5日程度・1日8時間程度）で勤務している割合は、父親が92.5%で、母親が22.1%となっています。

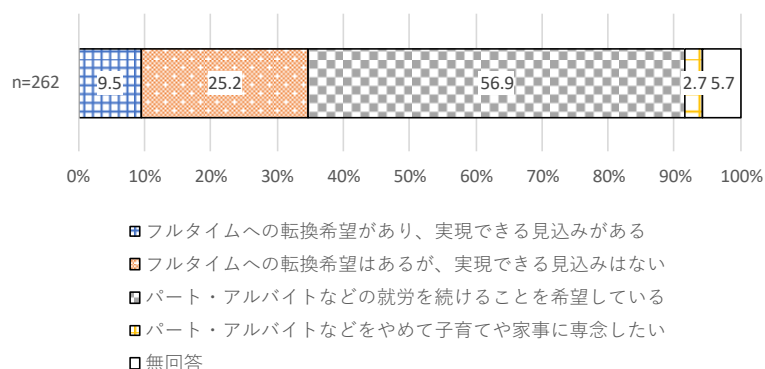
母親は、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.6%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が28.4%などとなっています。



### ③ 母親が希望する就労形態

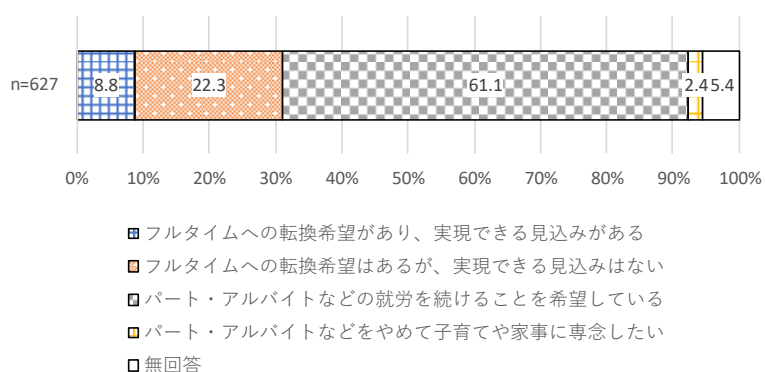
#### 【就学前児童調査】

就学前児童の母親が希望する就労形態については、就学前児童では、「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が56.9%と最も多く、次いで「フルタイムへの希望はあるが、そうなる見込みはない」が25.2%、「フルタイムへの希望があり、そうなる見込みがある」が9.5%となっています。



#### 【小学校児童調査】

小学校児童の母親が希望する就労形態については、就学前児童では、「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が61.1%と最も多く、次いで「フルタイムへの希望はあるが、そうなる見込みはない」が22.3%、「フルタイムへの希望があり、そうなる見込みがある」が8.8%となっています。



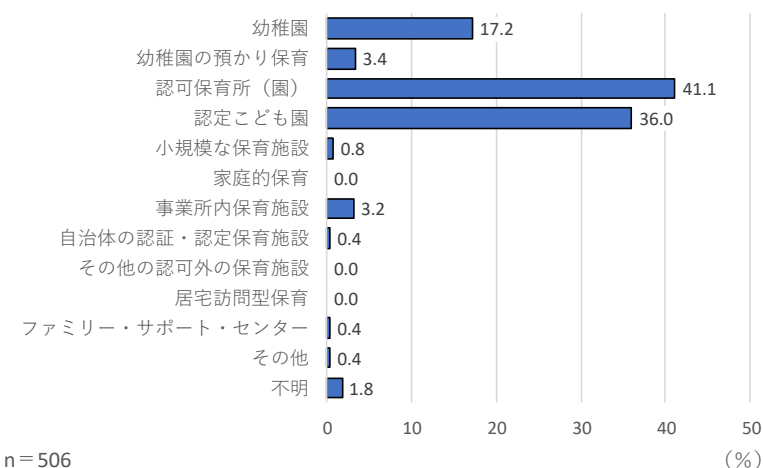
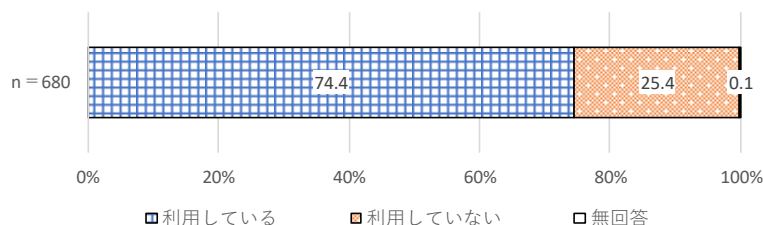
## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 平日利用している教育・保育事業

#### 【就学前児童調査】

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で74.4%となっています。

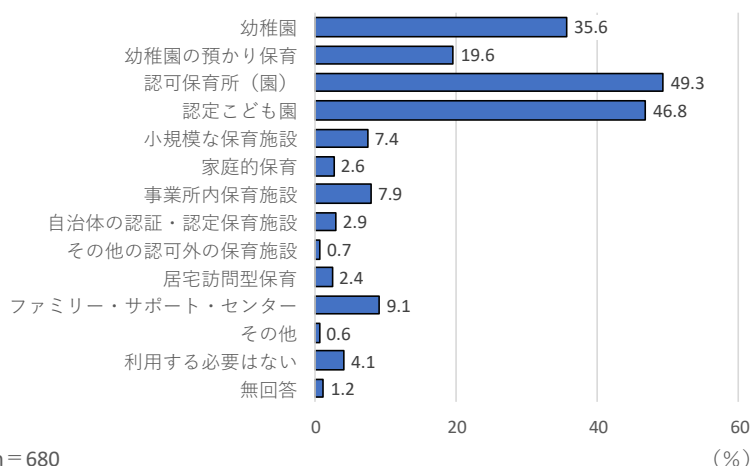
利用している教育・保育事業は、「認可保育所（園）」が41.1で最も多く、次いで「認定こども園」が36.0%、「幼稚園」が17.2%などとなっています。



### ② 平日利用したい教育・保育事業

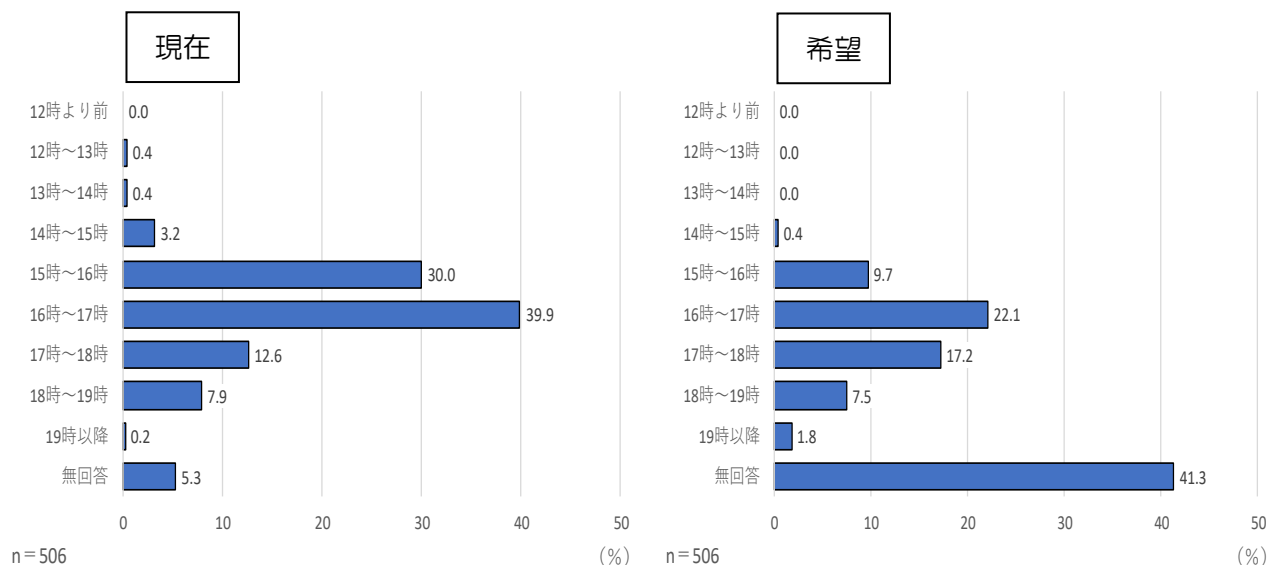
#### 【就学前児童調査】

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所（園）」が49.3%と最も多く、次いで「認定こども園」が46.8%、「幼稚園」が35.6%などとなっています。





### ③ 平日に利用している教育・保育事業の終了時刻



#### 【就学前児童調査】

現在利用している教育・保育事業の利用終了時刻は、「16時～17時」が39.9%と最も多く、次いで「15時～16時」が30.0%、「17時～18時」が12.6%などとなっています。

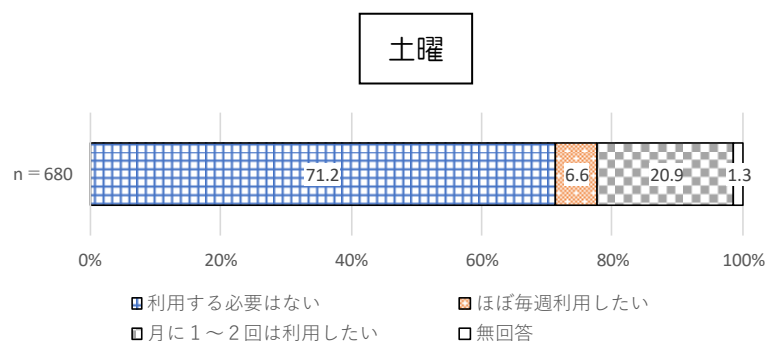
また、希望する教育・保育事業の利用終了時刻は、「16時～17時」が22.1%と最も多く、次いで「17時～18時」が17.2%、「15時～16時」が9.7%などとなっています。

### ④土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

#### 【就学前児童調査】

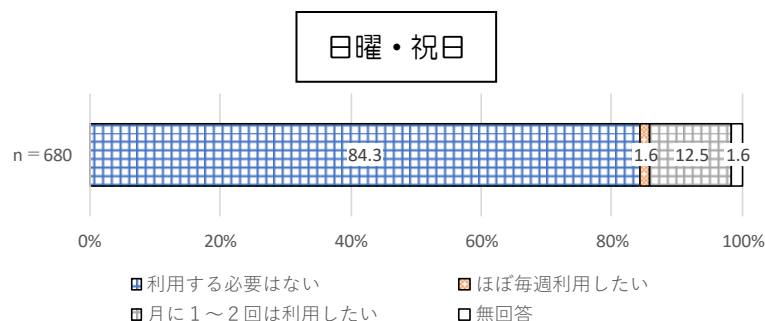
##### <土曜>

土曜日の教育・保育事業の利用希望については「利用する必要はない」が71.2%、「ほぼ毎週利用したい」が6.6%、「月に1～2回は利用したい」が20.9%となっています。



##### <日曜・祝日>

日曜・祝日の教育・保育事業の利用希望については「利用する必要はない」が84.3%、「ほぼ毎週利用したい」が1.6%、「月に1～2回は利用したい」が12.5%となっています。

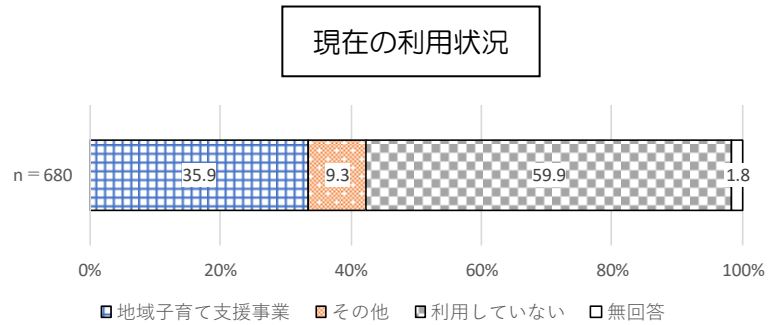


### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

##### 【就学前児童調査】

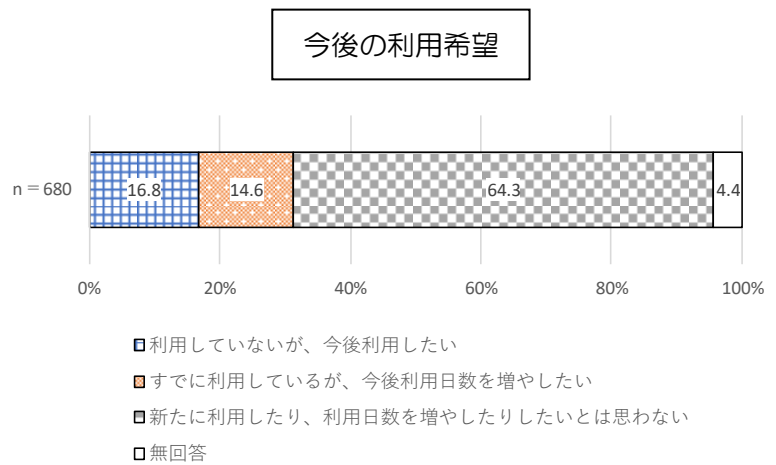
郡上市の地域子育て支援拠点事業（児童館・ほっとサロン・各保育園・幼稚園・認定こども園の支援活動）の現在の利用状況は、35.9%が利用しており、59.9%が利用していないと回答しています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

##### 【就学前児童調査】

郡上市の地域子育て支援拠点事業（児童館・ほっとサロン・各保育園・幼稚園・認定こども園の支援活動）の今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が16.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が14.6%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が64.3%となっています。



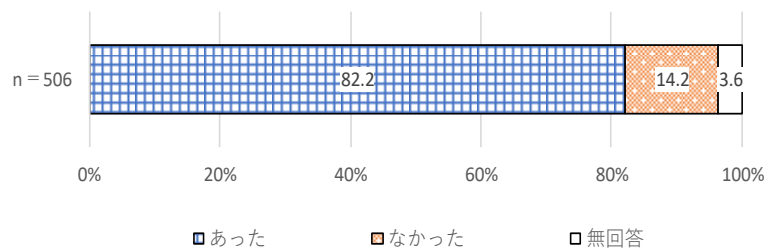
### (4) 一時預かり等の短時間サービスについて

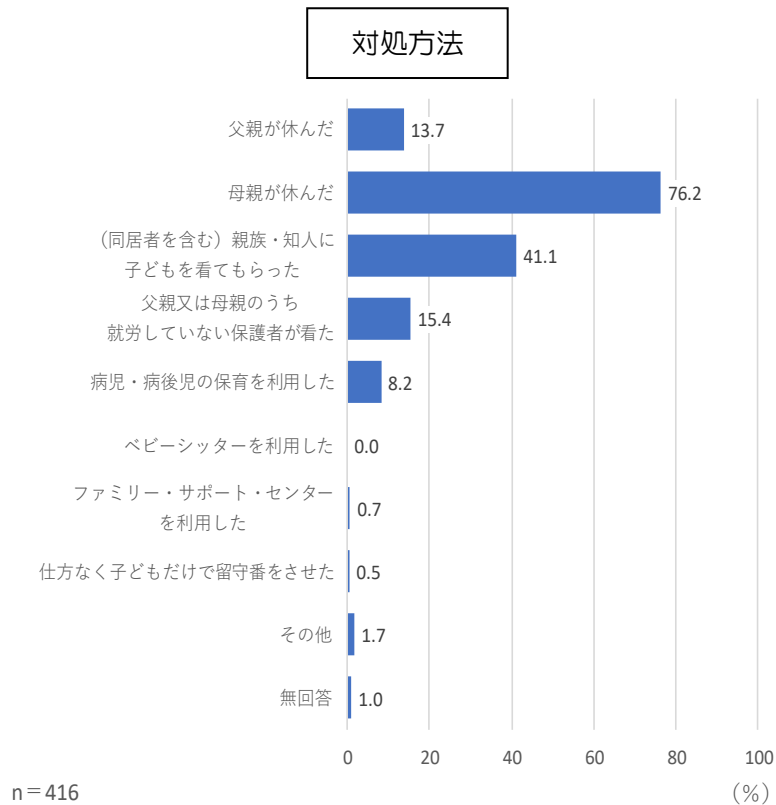
#### ① 子どもが病気やケガで普段利用している保育園や幼稚園等が利用できなかった場合の主な対処方法

##### 【就学前児童調査】

1年間に子どもが病気やケガで普段利用している保育園や幼稚園等が利用できなかったことが、「あった」が82.2%、「なかった」が14.2%となっています。

その時の対処方法について、「母親が休んだ」が76.2%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が41.1%、「就労していない保護者が見た」が15.4%、「父親が休んだ」が13.7%などとなっています。

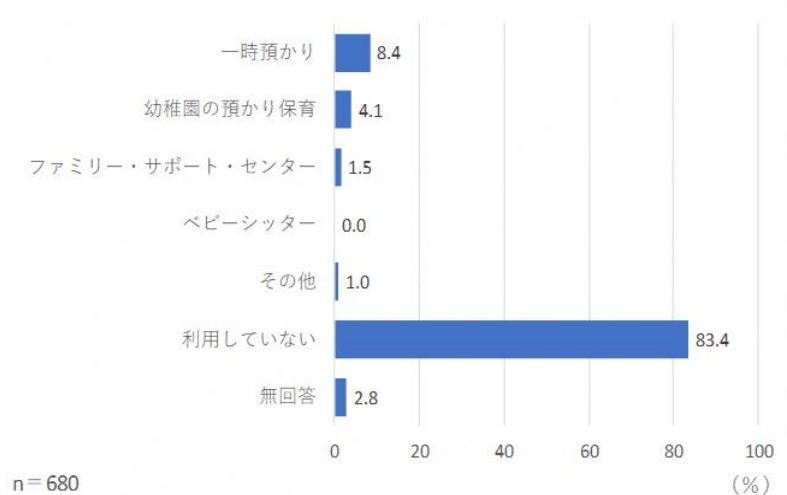




② 定期的な保育園や幼稚園等の利用や病気のため以外に利用した一時預かり等について

【就学前児童調査】

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、定期的な就労以外等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「一時預かり」が8.4%、「幼稚園の預かり保育」が4.1%などとなっています。また、「利用していない」は83.4%となっています。

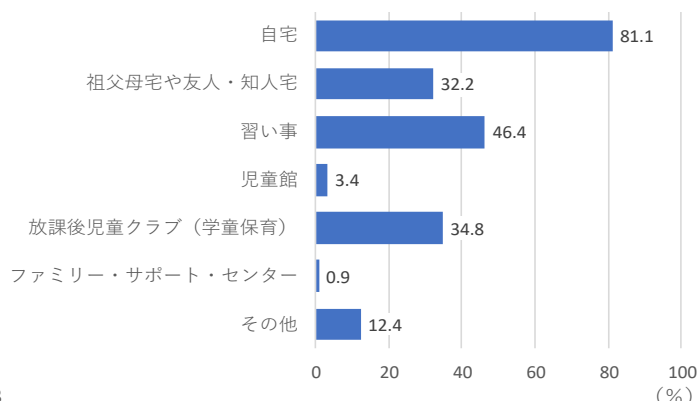


## (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

### ① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

#### 【就学前児童調査】

小学校就学後に放課後で過ごさせたい場所について、「自宅」が81.1%で最も多く、次いで「習い事」が46.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が34.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が32.2%などとなっています。

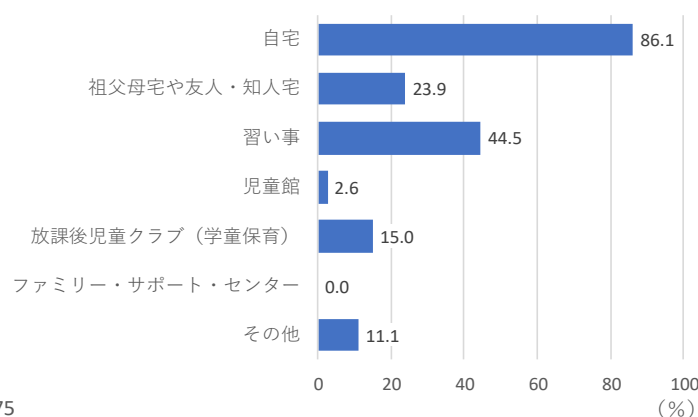


### ② 小学生の保護者の状況

n = 233

#### 【小学校児童調査】

小学校就学後に放課後で過ごさせている場所について、「自宅」が86.1%で最も多く、次いで「習い事」が44.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が23.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が15.0%などとなっています。



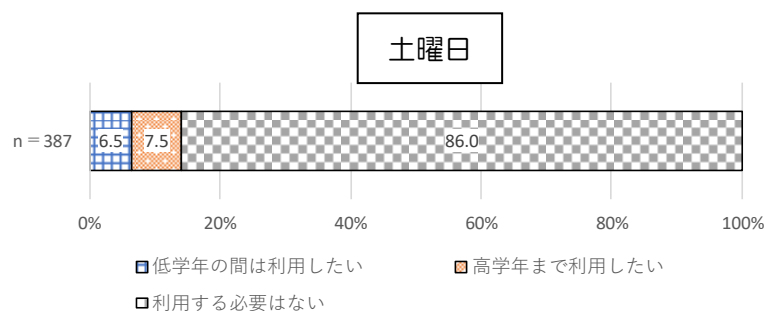
n = 1175

### ③ 土曜日・休日の放課後児童クラブの利用希望

#### 【小学校児童調査】

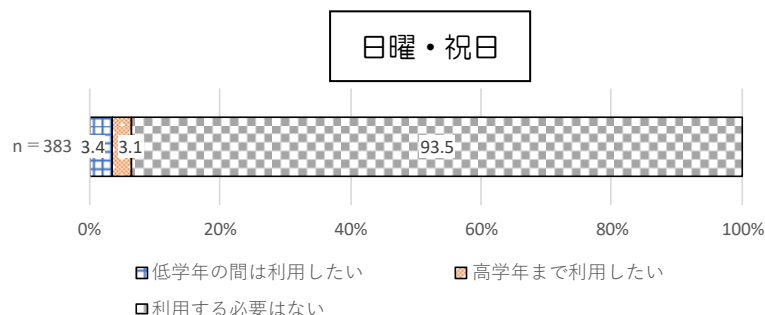
##### ○土曜日

土曜日の放課後児童クラブの利用について、「低学年の間は利用したい」が6.5%、「高学年まで利用したい」が7.5%、「利用する必要はない」が86.0%となっています。



##### ○日曜・祝日

日曜・祝日の放課後児童クラブの利用について、「低学年の間は利用したい」が3.4%、「高学年まで利用したい」が3.1%、「利用する必要はない」が93.5%となっています。



## (6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

### ① 育児休業\*の取得状況

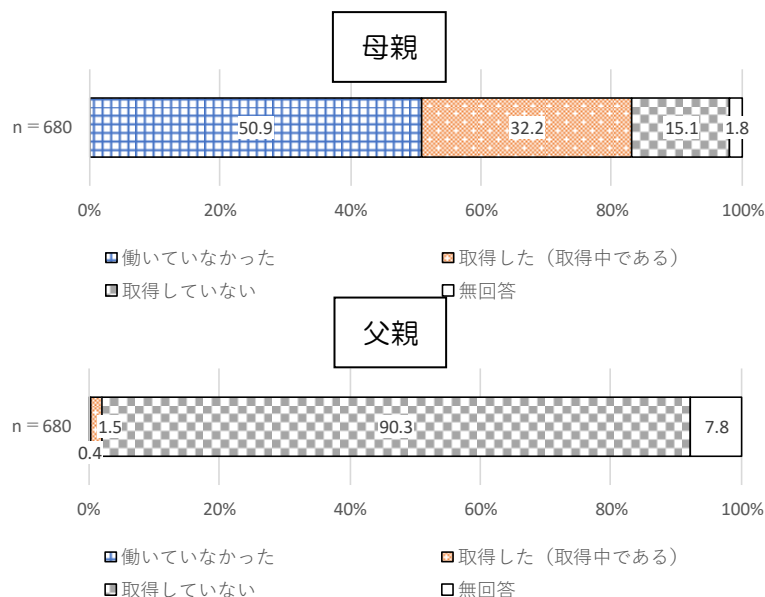
【就学前児童調査】

#### ○母親

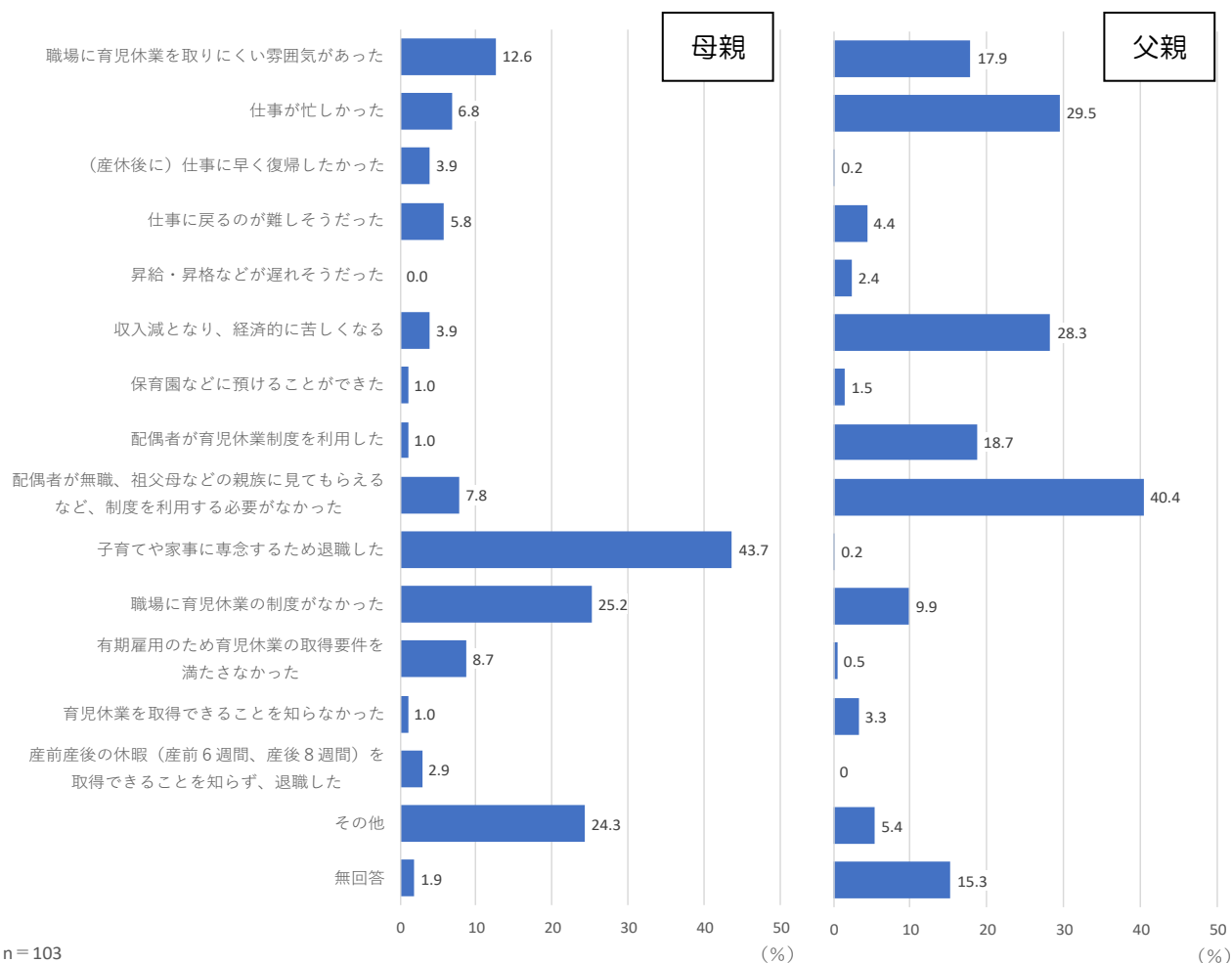
母親の育児休業取得状況について、「働いていなかった」が50.9%、「取得した（取得中である）」が32.2%、「取得していない」が15.1%となっています。

#### ○父親

父親の育児休業取得状況について、「働いていなかった」が0.4%、「取得した（取得中である）」が1.5%、「取得していない」が90.3%となっています。



### ② 取得していない理由



### ○母親

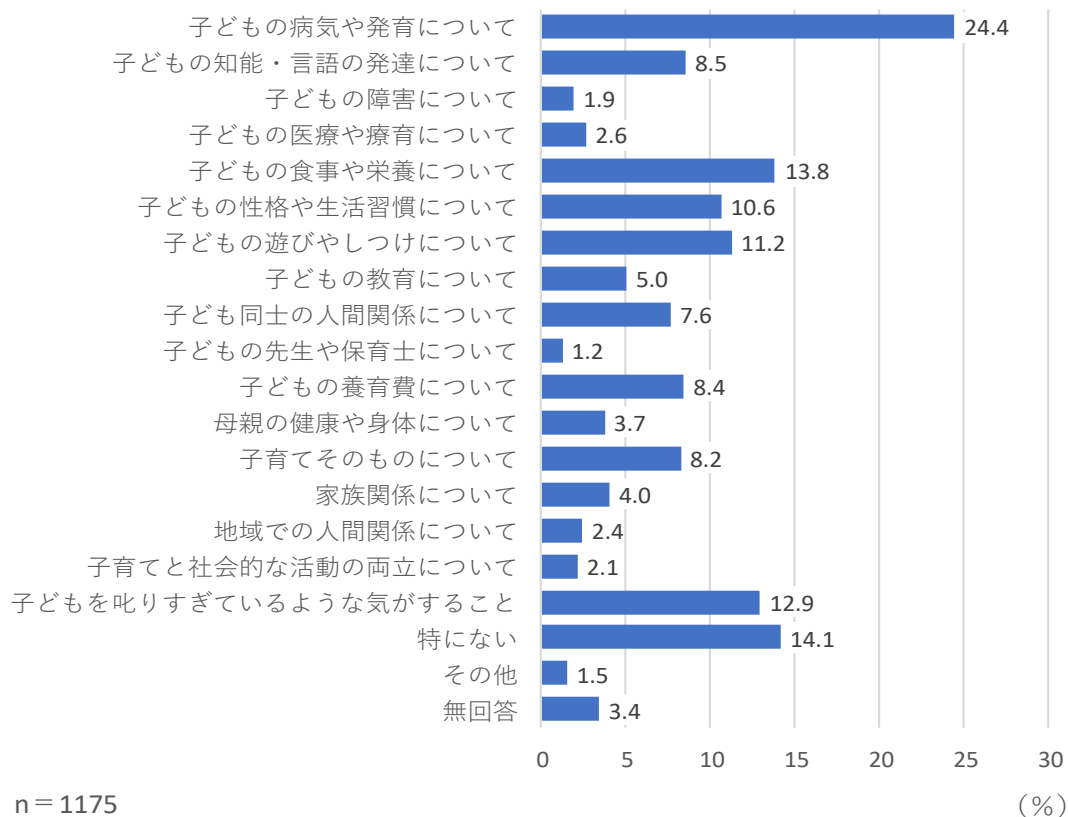
母親の育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が43.7%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が25.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が12.6%などとなっています。

### ○父親

父親の育児休業を取得していない理由は、「配偶者が無職、祖父母などの親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が40.4%で最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が29.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が28.3%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が18.7%などとなっています。

## (7) 子育て全般について

### ① 子育てで不安や心配と感ずること

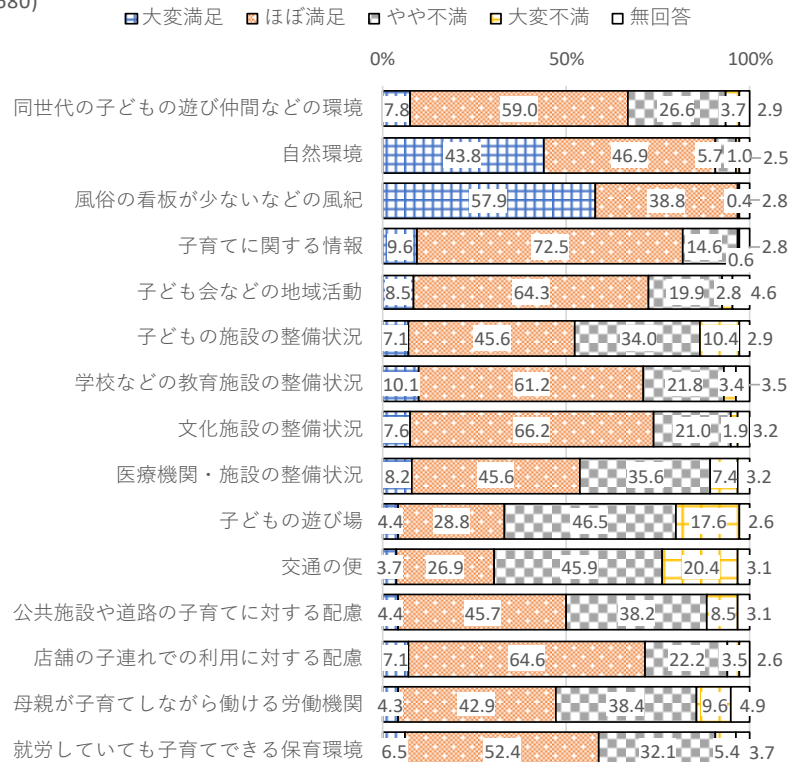


#### 【就学前児童調査】

子育てで不安や心配と感ずることは、「子どもの病気や発育について」が24.4%で最も多く、次いで「子どもの食事や栄養について」が13.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が12.9%、「子どもの遊びやしつけについて」が11.2%、「子どもの性格や生活習慣について」が10.6%などとなっています。

## ② 郡上市の子育て環境についてどう思うか

(n=680)



### 【就学前児童調査】

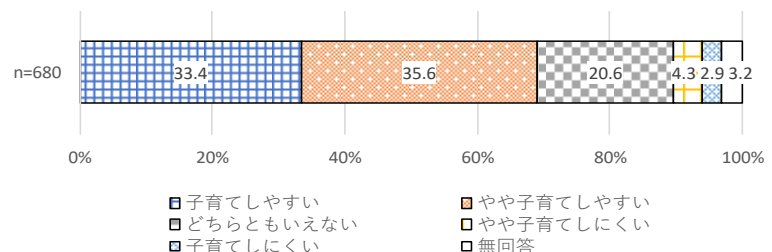
本市の子育て環境について、「満足」と「ほぼ満足」の合計がもっと多いものは「風俗の看板が少ないなどの風紀」(96.7%)で、次いで「自然環境」(90.7%)、「子育てに関する情報」(82.1%)、「文化施設の整備状況」(73.8%)、「子ども会などの地域活動」(72.8%)、「店舗の子連れでの利用に対する配慮」(71.7%)、「学校などの教育施設の整備状況」(71.3%)などとなっています。

一方「やや不満」と「大変不満」の合計が最も多いものは「交通の便」(66.3%)で、次いで「子どもの遊び場」(64.1%)、「母親が子育てしながら働ける労働機関」(48.0%)、「公共施設や道路の子育てに対する配慮」(46.7%)、「子どもの施設の整備状況」(44.4%)などとなっています。

## ③ 郡上市は子育てしやすいまちかどうか

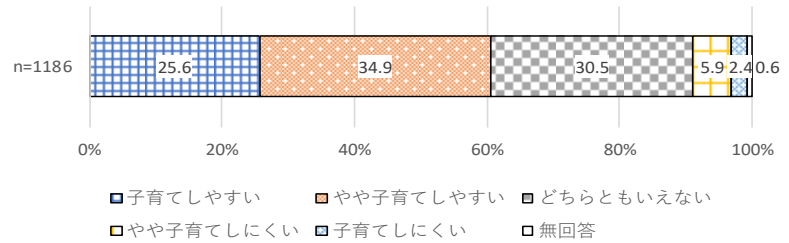
### 【就学前児童調査】

郡上市は子育てしやすいところだと思うかについて、就学前児童調査では、「子育てしやすい」の割合が33.4%、「やや子育てしやすい」の割合が35.6%となっており、全体の69.0%の人が、本市が子育てしやすいまちであると感じています。



### 【小学校児童調査】

小学校児童調査では、「子育てしやすい」の割合が25.6%、「やや子育てしやすい」の割合が34.9%となっており、全体の60.5%の人が、本市が子育てしやすいまちであると感じています。



## ④ 自由記述から見る本市の課題

### ○保健医療について

小児科等病院の増設・診療時間の延長や、医療費補助・医療体制の充実に関する意見が多くみられました。

特に小児科については、土日も実施している病院が少ないこと、小児科医が少ないこと等から、近い将来小児科がなくなってしまうのではないかと不安の声があり、対策を検討する必要があります。

### ○幼保施設について

保育園については、職員の増員や質の向上、一時・短期・夜間・休日・長期休暇中・警報時等の柔軟な受け入れを求める声が多くみられました。

幼稚園については、預かる時間の延長を求める声が上がっています。

また、認定こども園を増園してほしいという意見も見られます。

保護者の教育・保育へのニーズに応えられる体制の構築が求められます。

### ○子どもの遊び場について

母子ともに気軽に利用できる施設や、土日でも利用できる施設が欲しいとの声が多く上がっています。その中でも、公園の増設、遊具の設置・点検、子どもが自分で歩いて集まれる広場の増設、衛生管理、公共トイレの設置等といった、公園や遊び場の増設や整備への要望が非常に多くなっています。

本市は「自然豊かですばらしい」と評価していただいている声もあり、本市の豊かな自然を活かした公園や子どもの遊び場の整備を検討していく必要があります。



## 4 第1期計画の評価と課題

第1期「郡上市子ども・子育て支援事業計画」における、各施策の成果指標について、計画期間内である平成27年～平成30年の実績を基に評価を行いました。

### 基本目標1 安心して子育てができるまちづくり

#### (1) 施策の方向 地域全体で子育てを応援する体制の充実

##### 【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
ファミリー・サポート・センター会員	依頼会員・援助会員 ・両方会員の増	依頼会員 446人 援助会員 254人 両方会員 53人	3%増員

##### 【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
依頼会員数	578人	640人	485人	619人
援助会員数	307人	322人	332人	351人
両方会員数	54人	56人	62人	68人
利用件数	4,386件	2,424件	2,219件	1,886件

##### 【前期の課題と評価】

会員数は目標値に達していますが、会員のスキルアップを図りながら、地域で、依頼会員と援助会員のネットワークを作り短時間の預かりや緊急の預かりに対応できるようにしていきます。

##### 【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
病児・病後児保育	北部地域での開設	1ヶ所	2ヶ所

##### 【第1期実績】

実施状況				
〈郡上市市民病院〉				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録利用者数	166人	199人	196人	180人
利用者数	173人	212人	78人	109人
〈国保白鳥病院〉				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録利用者数	96人	115人	147人	161人
利用者数	16人	46人	156人	123人

【前期の課題と評価】

郡上市民病院に加え、新たに白鳥病院で開設することができ、2か所体制になったことで利用者の利便性を図ることができました。登録者数も増加しており、市民の認知度も上がってきています。保護者の子育てと就労等との両立を支援できるよう、引き続き病院と連携を図っていきます。

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
赤ちゃんの駅	乳幼児を連れた家族の外出を支援するため、授乳とおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の整備	新規事業	事業の継続

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
赤ちゃんの駅数	—	6件	3件	4件
民間協力店舗	—	7店舗	11店舗	4店舗
利用者実数	—	292件	357件	241件
移動式赤ちゃんの駅利用実績	—	6件	3件	6件

【前期の課題と評価】

乳幼児を連れた家族の外出を支援するために、授乳とおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」事業を開始し、整備を進めています。

まだ利用実績が少ないため、周知の強化を図っていきます。

(2) 施策の方向 幼児期の教育・保育を提供する体制の充実

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
認定こども園化の推進	市内の認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育園型）の数	1園	10園

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
園数	3園	4園	4園	4園

【前期の課題と評価】

平成27年度では、認定こども園妙高保育園、認定こども園妙高幼稚園、認定こども園白鳥幼稚園の3園が開園、翌平成28年度には認定こども園浄心こどもの城が開園し、市内で4園を開園することができました。

しかし、以降は認定こども園が開園できておらず、目標の園数にも達成していないため、引き続き認定こども園の開園を推進していきます。

(3) 施策の方向 子育て世帯への経済的支援

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
子どもの養育費について	未就学児童保護者の養育費に対する不安の割合	2.2%	2.0%

【第1期実績】

アンケート結果	
未就学児童の保護者が、養育の不安と回答した割合	8.4%

【前期の課題と評価】

平成30年度に行ったアンケート調査では、「就学前のお子さんの育児について、出生から現在までの間で、不安や心配が強かったのはどのような内容ですか」という問いに対し、子どもの養育費を回答した割合は8.4%となっています。

引き続き、保護者の養育費に対する不安や心配を軽減できるように、支援を続けていきます。

(4) 施策の方向 ひとり親家庭の自立支援

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
養育支援訪問の利用者数	支援を必要とする家庭に対しての相談業務の充実	5件	10件

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問世帯	7件(世帯)	10件(世帯)	10件(世帯)	6件(世帯)
訪問回数	55回	62回	52回	33回
会議・研修会	9回	11回	9回	4回

【前期の課題と評価】

平成28年度と平成29年度では、目標だった10件(世帯)の訪問・相談を実施していますが、第1期計画を通じて訪問件数(世帯数)は横ばいとなっています。

今後も引き続き関係機関と連携するとともに、支援が必要な家庭には迅速に対応していきます。

(5) 施策の方向 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
虐待予備者	子どもに対して手をあげたり、心理的にいじめたり、世話をしないで放置したりする親の割合	58%	30%

【第1期実績】

アンケート結果					
お子さんに対して、手をあげたり、心理的にいじめたり、世話をしないで放置していることがありますか（または、ありましたか）。					
	ひんぱんにある （あった）	時々ある （あった）	そういう気 持ちになる 時がある （あった）	そういう気 持ちにはほ とんどなら ない （ならなかった）	無回答
就学前児童（680人）	0.6%	16.0%	51.0%	29.6%	2.8%
小学生（1,186人）	0.6%	16.7%	49.3%	32.8%	0.6%

【前期の課題と評価】

平成30年度に行ったアンケートでは、「お子さんに対して、手をあげたり、心理的にいじめたり、世話をしないで放置していることがありますか（または、ありましたか）」という問いに対し、就学前児童家庭の16.6%・小学生児童家庭の17.3%が「ある（あった）」と回答しており、また就学前児童家庭の51.0%・小学生家庭児童の49.3%が「そういう気持ちになる時がある（あった）」と回答しています。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、相談事業や訪問事業などの充実など、関係各課と連携して虐待防止に取り組んでいきます。

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
乳家庭全戸訪問の実施率	訪問実施率	100%	100%

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問世帯	281件	274件	267件	243件
訪問率	100%	100%	100%	100%

【前期の課題と評価】

第1期計画期間中も訪問率100%を維持・継続しています。保健師と連携しながら訪問事業の継続を図ります。

（6）施策の方向 放課後の子どもの居場所づくりの充実

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
放課後児童クラブ設置箇所数	設置箇所数	7ヶ所	9か所

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
設置箇所数	8箇所	8箇所	9箇所	9箇所

【前期の課題と評価】

平成27年度に高鷲北放課後児童クラブ、平成29年度に口明方放課後児童クラブが開設され、目標であった9箇所を設置することができました。

今後も9箇所の維持・継続とニーズに応じて増設の検討をしながら、支援員の人材確保と、質の向上に取り組んでいきます。

基本目標2 親と子とが健康に暮らせるまちづくり

(1) 施策の方向 子どもから妊産婦・母親まで切れ目ない健康の確保の支援

【第1期策定時】(再掲)

事業名	指標の内容	現状	方向
乳児家庭全戸訪問の実施率	訪問実施率	100%	100%

【第1期実績】(再掲)

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問世帯	281件	274件	267件	243件
訪問率	100%	100%	100%	100%

【前期の課題と評価】(再掲)

第1期計画期間中も訪問率100%を維持・継続しています。保健師と連携しながら訪問事業の継続を図ります。

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
乳幼児健康診査の受診率	乳幼児健康診査の受診率	3~4ヶ月 98.2%	3~4ヶ月 100%
		6~9ヶ月 99.4%	6~9ヶ月 100%
		1歳6ヶ月 97.6%	1歳6ヶ月 100%
		3歳児 99.4%	3歳児 100%

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
3～4ヶ月	100.0%	99.3%	97.8%	99.6%
9～10ヶ月	99.6%	100.0%	97.8%	98.1%
1歳6ヶ月	98.7%	98.0%	99.3%	99.6%
3歳児	97.7%	98.5%	97.3%	98.2%

【前期の課題と評価】

乳幼児健診は高い受診率になっていますが、目標である全対象年齢100%は達成していません。引き続き乳幼児健康診査の実施を継続するとともに、受診率を上げるために広報等による周知を図っていきます。

基本目標3 子どもが心豊かで健やかに育つまちづくり

(1) 施策の方向 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携の充実

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との交流事業数	幼保小連携推進会議 年2回 幼保小連携推進研修会 年2回 各協議会 年4回以上	幼保小連携推進会議 年2回 幼保小連携推進研修会 年2回 各協議会 年4回以上

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
幼保小連携推進会議	2回	2回	2回	2回
幼保小連携推進研修会	2回	2回	2回	2回
各協議会	2回	2回	2回	2回

【前期の課題と評価】

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携して、推進会議等を年2回開催しています。子どもたちが幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な移行ができるようにしています。

私立の幼稚園・保育園・認定こども園を含め、公立幼稚園・保育園、小学校すべてが参加して交流を行っている本市の取り組みは、県下でもモデルケースとなっています。

(2) 施策の方向 次世代の子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
豊かに生きる子どもたちを育てる環境構成事業	子ども子育てに関わる環境づくりの事業数	10事業	10事業以上

【第1期実績】

実施状況（一部）	
相談員の配置	各中学校に配置。生徒の悩みを聞き、人間関係の改善を図るなど、校内で大きな役割を果たしている。

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
不健全図書等の排除推進	10回	10回	10回	10回
書店・コンビニ各店・カラオケ店・携帯電話取扱店等を5月から2月までの間、毎月立ち入り調査の実施。市内の店舗は概ね適正に陳列されている				

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
インターネット等のメディア*への対応	市PTA*連合会郊外環境委員会において懇談会を実施	実績なし	市PTA連合会郊外環境委員会において「ネット・スマホ使う為の家庭のルール」について協議	青少年育成市民会議において講演「スマホ・ケータイの安全な使い方～ネットトラブルを防ぐには～」を実施。

【前期の課題と評価】

支援員・相談員の配置、不健全図書等の排除推進、インターネット等の正しい使い方指導など、環境作りを推進しています。

今後も継続して環境整備を進めていき、子どもをめぐる環境づくりに取り組んでいきます。

(3) 施策の方向 次世代の親の育成

【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
結婚相談事業	結婚相談を介した婚姻数	5組	10組

【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
成婚数	6組	12組	8組	5組

【前期の課題と評価】

県が行う結婚支援事業と連携しながら、インターネットを利用したお見合いマッチングシステムを活用するなど、結婚相談業務を進めています。結婚相談員6名の他に事務員（常勤・短時間）を配置し、相談者の対応にあたっています。婚活イベントでは女性が集まりにくい状況が続いていますが、参加条件などを工夫し、開催しています。

成婚に結びつかないのが現状ですが、今後もイベント等を工夫しながら取り組んでいきます。

## 基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

### (1) 施策の方向 仕事と生活の調和の実現

#### 【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
育児休業取得率	育児休業取得率	父親 3.2% 母親 23%	増加

#### 【第1期実績】

アンケート結果					
お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、お答えください。					
		働いていなかった	取得した (取得中である)	取得していない	無回答
就学前児童 (680人)	母親	50.9%	32.2%	15.1%	1.8%
	父親	0.4%	1.5%	90.3%	7.8%
小学生 (1,186人)	母親	55.6%	21.0%	22.3%	1.1%
	父親	0.3%	1.3%	88.8%	9.0%

#### 【前期の課題と評価】

母親の育児休業取得状況について、就学前児童家庭は32.2%と第1期策定時から増加しているものの、小学生児童家庭は21.0%と第1期策定時から減少しています。

また、父親の育児休業取得については就学前児童家庭、小学生児童家庭共に1%台となっており、第1期策定時よりも育児休業を取得していない父親が増えています。

今後も行政\*と企業\*が連携し、育児休業取得率を上げるなど保護者の「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取り組みを推進していきます。

### (2) 施策の方向 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

#### 【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
未満児保育の充実	受入れ可能な園の数	16園	17園

#### 【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施設数	17園	17園	17園	17園

#### 【前期の課題と評価】

第1期計画開始後から、目標であった17園体制での未満児保育受け入れが達成できています。今後もこの体制を維持・継続し、保護者のニーズに応じた柔軟な受け入れを推進していきます。



## 基本目標5 安全で安心して暮らせるまちづくり

### (1) 施策の方向 子どもの安全の確保

#### 【第1期策定時】

事業名	指標の内容	現状	方向
交通安全教室の開催	乳幼児学級や幼稚園、 保育園などで交通安全教室を実施し、交通安全についての意識を高める	乳幼児学級 2回 幼稚園 25回 ・保育園 小学校 76回	乳幼児学級 2回 幼稚園 25回 ・保育園 小学校 76回

#### 【第1期実績】

実施状況				
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
乳幼児学級	3回	0回	2回	0回
幼稚園・保育園	29回	29回	31回	31回
小学校 (特殊支援学級含む)	68回	69回	61回	40回
母親学級	28回	24回	23回	30回

#### 【前期の課題と評価】

第1期計画期間中、各年齢を対象に交通安全教室を実施しました。

乳幼児学級は、平成28年度と平成30年度に実施できませんでした。

幼稚園・保育園は、各年で約30回行い、第1期策定時よりも多く開催できています。

小学校はすべての年度で第1期策定時の実施回数を下回り、平成30年度では40回のみの実施となっています。

今後は、乳幼児学級でも実施できるように教育委員会と連携を図っていく他、各年齢における実施回数を増加し、参加を促していきます。

### 1 基本理念

# 誰もが安心して子どもを産み育てられるまち 郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～

本市のまちづくりの基本理念である『みんなで考え、みんなで作る郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～』（第2次郡上市総合計画）は、郡上市民であることに誇りをもち、市民がそれぞれの「郡上」に対する思い入れや誇りを大切に、これまで先人が培ってきた郡上の価値を今後もずっと守り続け、そして、その価値をもっと伸ばしていくことを目指すものです。

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。家庭・学校・保育園・幼稚園・認定こども園・地域・企業・行政が一体となって、独自性・地域性のある子育て環境の充実を図ります。これによって、豊かな感性や地域に対する誇り・愛着・生きる力などを醸成し、新しいまちづくりを支えるための創造性豊かな人材を育成していきます。

特に子育て家庭については、子どもの育ち、子育てに対する負担や不安、孤立感、仕事と子育ての両立、親としての役割など様々な不安や悩みを感じる中で暮らしています。子育ての出発点は家庭であり、親子がともに成長し合えるように、地域全体で子育て家庭を見守り、寄り添い、応援していくことが求められます。

こうしたことを踏まえ、本計画では、郡上市健康福祉推進計画の『みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち郡上』の理念に基づき『誰もが安心して子どもを産み育てられるまち 郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～』を基本理念とし、これまでの取り組みをさらに強化・拡充することに努め、日本一住みたいまち、子育てしやすいまちの実現を目指します。

## 2 基本方針

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、社会全体で子ども・子育て支援を行う、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、「第1期郡上市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みを継承しつつ、次の4つを基本方針として子育て支援施策に取り組んでいきます。

### (1) 子どもとその家庭に応じた支援

子どもの健やかな発達が保障・実現される社会を目指すため、地域のニーズに応じた幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善をはかります。

また、子育てをめぐる環境の変化に応じた子育て支援、障がい・虐待・外国につながる\*家庭・貧困など社会的支援が必要な家庭に対する取り組みを進めます。

### (2) 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

安心して子どもを生み育てるには、妊娠・出産期から子育てへの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちに寄り添いながらの相談、専門的知見からの適切な支援やアドバイス、保護者ごとの子育ての状況・段階に応じた情報提供を行うこと、また発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの場の提供など、それぞれの保護者に合った支援を充実させます。

### (3) 地域社会全体で子育てを支援

子育てしやすいまちづくりの実現に向け、市民全員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりを進めます。

### (4) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

すべての市民が、性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会\*の実現を目指すため、郡上市男女共同参画プランに基づき、行政が市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。特に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現には、すべての人が、仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

就労の場において、男女が共に力を発揮し協力して働けるような環境づくりと、育児休業取得の推進支援など、仕事と家庭の両立支援の充実を目指します。

### 3 基本目標

第2期計画策定にあたり、第1期計画の評価並びに本市の各計画との整合性を鑑み、次の4項目を新たな基本目標とし、総合的に施策を展開していきます。

基本目標1	結婚から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します
親の育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てられることができるように、専門的見地からの適切な教育・保育のアドバイスを提供するなど、乳幼児から思春期までの子どもの健やかな発育・発達を支えるための環境づくりを推進します。	

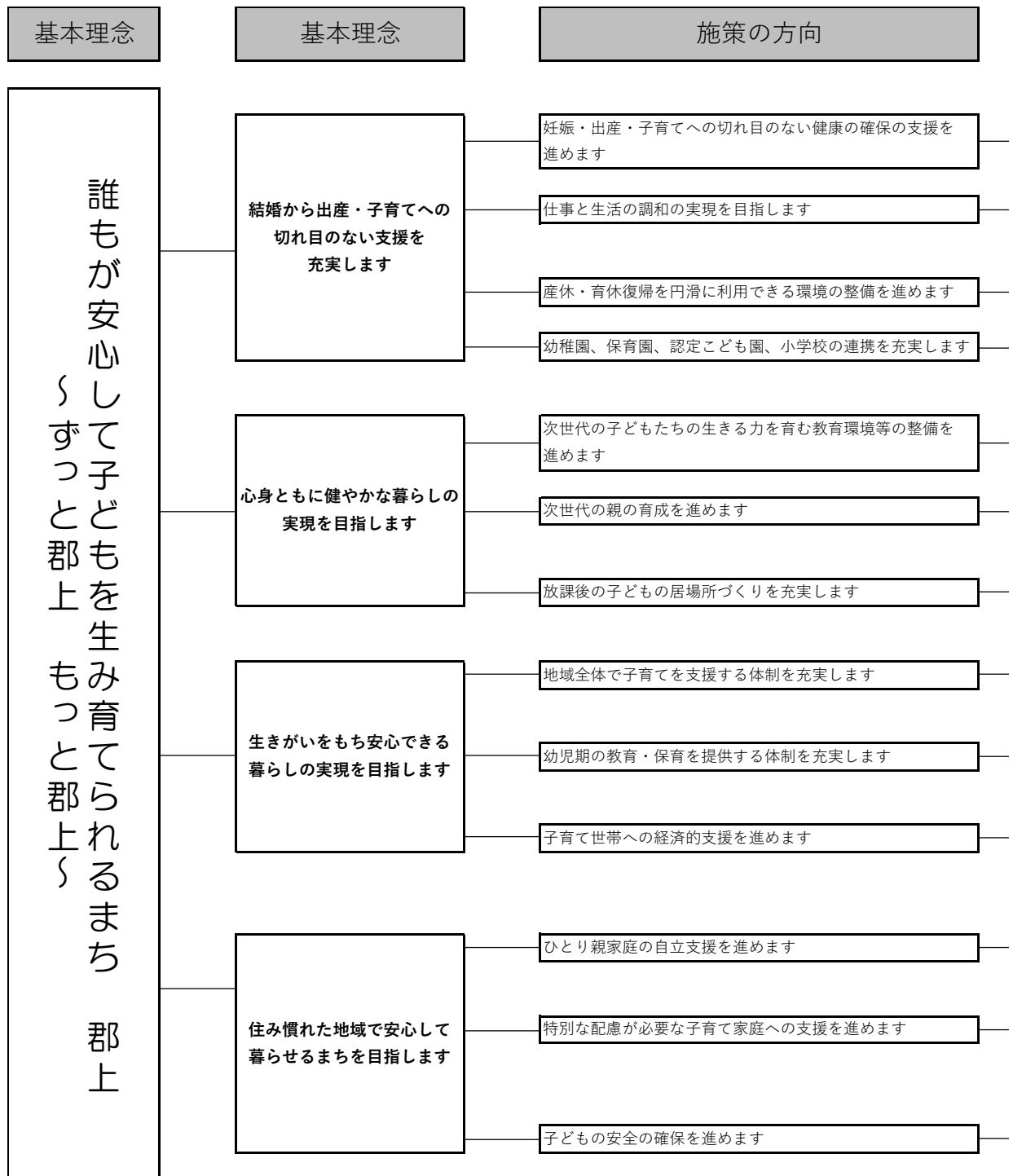
基本目標2	心身ともに健やかな暮らしの実現を目指します
子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもたちの基本的人権が尊重される環境づくりの整備を進めるとともに、家庭・学校・地域が一体となって、子どもの力を培い・伸ばし・支えていく教育の環境づくりを推進します。	

基本目標3	生きがいをもち安心できる暮らしの実現を目指します
すべての子どもの健やかな成長を支援するため、行政と地域が一体となって、利用者のニーズを踏まえた保育サービスや子育て世帯への経済的支援などの更なる充実を図るとともに、子育てに関する情報の提供に努めます。	

基本目標4	住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します
子どもたちが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ひとり親家庭の自立支援、障がい児や外国につながる子どもなど特別な配慮が必要な家庭への支援などの充実を図るとともに、親子が安心・安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。	



## 4 施策の体系



## 基本施策

妊婦健診、乳幼児健診、妊婦歯科検診、定期予防接種、離乳食教室、養育医療給付、親子遊びの教室、家庭児童相談、いのちの教育、子育てアドバイザーの配置など

ワーク・ライフ・バランスの情報提供、郡上ファミリーフェスタの開催、男女共同参画社会の必要性の啓発、労働相談と職業相談の開発協力など

低年齢児保育、幼稚園での預かり保育など

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携

郡上学の推進、学習指導要領の改正、道徳教育の推進、相談員の配置、学校支援ボランティア事業、学校評議員の活用、家庭教育学級の開設、不健全図書等の排除推進など

田舎でしかできない婚活プロジェクト、大人の婚活、赤ちゃんふれあい体験、パパのためのイクメン講座など

放課後児童クラブ、放課後等デイサービスとの連携など

地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て世代包括支援センターの開設など

幼稚園・保育園・認定こども園の運営、延長保育事業、一時預かり事業、低年齢児保育、幼稚園での一時預かりなど

がんばれ子育て応援事業、児童手当、乳幼児医療費助成、小中学生医療費助成、高校生等医療費助成など

児童扶養手当、養育支援訪問事業、母子家庭高等技能訓練促進事業、母子・父子家庭医療費助成など

療育相談、児童発達支援、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、養育訪問支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域医療ネットワークの推進、子どもの権利擁護など

交通安全指導の充実、見守り隊の実施、防災訓練など

不健全図書等の排除推進

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 結婚から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します

親の育児不安を解消し、安心して子どもが産み育てられることができるように、専門的見地からの適切な教育・保育のアドバイスを提供するなど、乳幼児から思春期までの子どもの健やかな発育・発達を支えるための環境づくりを推進します。

#### (1) 施策の方向 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない健康の確保の支援を進めます

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化\*やひとり親家庭の増加なども影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることや心身の健康を損なうことが心配されます。

保護者の心の健康を保つためにも、妊娠・出産・育児の各段階や、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実していきます。

また、各種健康診査を実施して、保護者と子どもの身体の健康を保つために適切な指導・アドバイスをしていく他、健康診査を100%受診できるようにするためにも、子育て世帯への助成も充実させていきます。健康づくり施策については、第3期地域福祉計画、第2次健康づくり計画に基づいて事業の推進を図ります。

#### ◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
乳児家庭全戸訪問	訪問実施率	100%	100%
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査の受診率	3～4ヶ月 99.6% 6～9ヶ月 98.1% 1歳6ヶ月 99.6% 3歳児 98.2%	3～4ヶ月 100% 6～9ヶ月 100% 1歳6ヶ月 100% 3歳児 100%

#### ◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
妊婦健診	妊婦の経済的負担を軽減するため、出産までに受ける妊婦健診に対し、出産までの14回分を助成します。	継続	健康課
母子1ヶ月児健診	母子の1ヶ月健診費用を助成します。 (平成27年度からの事業)	継続	健康課
子育てアドバイザーの配置	教育・保育や子育てについて、専門的な見地から家庭にアドバイスを行う「子育てアドバイザー」の配置を検討します。	新規	児童家庭課
乳幼児健診	3～4ヶ月児、9～10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児の健康診査において、身体測定、問診、発育発達相談、育児相談、栄養相談、歯科相談、小児科医の診察などを実施します。	継続	健康課
妊婦歯科検診	妊娠期からの口腔の健康づくりを支援するため、妊婦の歯科検診が市内委託医療機関において無料で受けられます。	継続	健康課



◆基本施策（続き）

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
産後ケア事業	出産直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	新規	健康課
2歳児歯科検診	幼児期の口腔の健康づくりを支援するため、2歳児の歯科検診が市内委託医療機関において無料で受けられます。	継続	健康課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児すべての家庭を訪問し、母子保健事業や予防接種、子育て支援事業の紹介と、発育発達の確認、育児相談を行います。	継続	健康課
定期予防接種	市内委託医療機関で乳幼児・学童の定期予防接種を実施します。	継続	健康課
養育医療給付	入院治療が必要な未熟児（生まれた時の体重が2000グラム以下または医師が身体機能未熟と判断した赤ちゃん）に治療費を給付します。	継続	健康課
新生児聴覚検査費用助成	聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けていただけるよう、新生児期に行う「耳のきこえ」の検査費用の一部を助成します。	継続	健康課
乳幼児健康相談	月1回、保健センター等で定期相談を開催し、栄養、育児、発育発達などの相談に応じます。また、育児や健康に関する相談を随時行います。	継続	健康課
家庭児童相談	家庭における適切な児童養育と福祉の向上を図るため、児童家庭相談員等による相談指導を行います。	継続	児童家庭課
特定不妊治療※費用助成	高額な医療費が必要となる特定不妊治療を受けている夫婦で県の助成を受けた方に対し、治療1回につき10万円を限度に助成します。（所得制限あり、治療開始日の妻の年齢により助成回数が異なります。）	継続	健康課
一般不妊治療費用助成	一般不妊治療を受けている夫婦に対し、要した費用の半額を、1年あたり5万円を上限に助成します。（平成27年度からの事業）	継続	健康課
子育て短期支援	保護者の疾病等により家庭で児童を一時的に養育することが困難になった場合、児童養護施設等において一定の期間お預かりします。	継続	児童家庭課
離乳食教室	乳児の月齢や発育にあわせた離乳食の進め方について、学ぶ教室を開催します。	継続	健康課
いのちの教育	母子成人保健推進員による幼保園児とその保護者を対象とした、いのちの大切さを考える教室を実施します。	継続	健康課
	小中学校と協働したいのちの大切さを考える授業を実施します。	継続	学校教育課

（2）施策の方向 仕事と生活の調和の実現を目指します

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。

アンケート調査結果から母親の育児休業取得状況について、就学前児童家庭は32.2%と第1期策定時から増加しているものの、小学生児童家庭は21.0%と第1期策定時から減少しています。また、父親の育児休業取得については就学前児童家庭、小学生児童家庭共に1%台となっており、第1期策定時

よりも育児休業を取得していない父親が増えています。

取得していない理由については、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった」といった回答が多くなっています。一方父親は「配偶者が無職、祖父母などの親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」という回答が最も多くなっており、次いで「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」といった回答が多くなっています。

アンケート調査結果からも、育児休業の取得のしにくさや、父親の育児参加など、取り組むべき課題が多く存在していることが分かります。

働き方改革による就労時間の削減など、国も多くの取り組みを始めていますが、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方は、まだ浸透しきっていない状況にあります。仕事と子育ての両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、意識啓発や情報提供を進めていきます。

◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
育児休業取得促進	育児休業取得率	父親 1.5% 母親 32.2%	増加

※現状値は、アンケート調査結果（就学前児童）より

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての情報提供	企業に向けて、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の作成について啓発し、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」等についての情報を提供します。 また、市民に向けてワーク・ライフ・バランスの内容等について、広報やホームページを活用して周知します。	継続	企画課 商工課
郡上ファミリーフェスタの開催	母親のリフレッシュと父親の子育て参加を目的に親子のふれあい事業を実施します。	継続	児童家庭課
男女が働きやすい職場環境に向けた啓発	誰もが仕事と私生活、仕事と家庭等を両立できる職場環境をつくるために、ハラスメント防止、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、働き方改革等に関するセミナーの開催や、広報・ホームページを活用した啓発活動を行います。	新規	企画課 商工課
労働相談と職業相談の開発協力	労働問題及び職業相談の開催協力と広報などによる周知を図っていきます。	新規	企画課 商工課
ハローワーク等の関係機関との連携	関係機関と連携して、雇用及び労働に関する情報提供を充実していきます。	新規	企画課 商工課

### (3) 施策の方向 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備を進めます

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えていきました。また、夜勤など変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした一時的な保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

本市における保育園・認定こども園・幼児教育センターは17園あり、3歳未満の児童の保育が提供できる体制を継続しています。

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に保育園や認定こども園を利用できるよう、未満児入園の動向を把握し、計画的な人員配置などを進めるとともに、急なニーズにも対応できる体制づくりを推進します。

#### ◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
未満児保育の充実	受入れ可能な園の数	17園	17園体制の継続

#### ◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
低年齢児保育	保育所・認定こども園において3歳未満の児童の保育を提供します。	継続	児童家庭課
幼稚園での預かり保育	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育を推進します。	継続	学校教育課

### (4) 施策の方向性 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携を充実します

子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校は、幼児・児童の交流や、教師・保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっています。

本市では、幼保小連携推進会議の方針に従い、各園と学校が「保育士・教員の相互交流、子ども同士の交流、教育カリキュラムの作成」の三本柱を中心とした連携を図り、授業参観や各協議会などを通じて情報交流を行っています。

今後も、継続して交流や合同研修を行い、スムーズな就学のための情報交流や、子ども同士の交流を活発に行っていきます。

#### ◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との交流事業数	幼保小連携推進会議 年2回  幼保小連携推進 研修会 年2回  各協議会 年2回	幼保小連携推進会議 年2回  幼保小連携推進 研修会 年2回  各協議会 年4回

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
幼稚園・保育園 ・認定こども園と 小学校との連携	幼稚園・保育園・認定こども園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を継続して実施します。	継続	児童家庭課 学校教育課

## 基本目標2 心身ともに健やかな暮らしの実現を目指します

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもたちの基本的人権が尊重される環境づくりの整備を進めるとともに、家庭・学校・地域が一体となって、子どもの力を培い・伸ばし・支えていく教育の環境づくりを推進します。

### (1) 施策の方向 次世代の子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備を進めます

子どもたちに基本的な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」などのバランスのとれた確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。また、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育力を高め、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めるとともに、子どもの人権を最大限尊重する意識の向上が求められます。

本市では子どもたちに質の高い教育を提供し、「自ら行動する力」「共に生きる力」「未来を切り拓く力」を育てていくために、教職員への指導や心身の健康支援を実施し、子どもたちにとっても教職員にとっても充実した教育環境の整備に努めます。

また、近年ではスマートフォンの普及や各種SNSの多様化など、メディアを通じて様々な情報が氾濫しています。こうした情報は、誰でも手軽に入手できる状態にあり、中には子どもたちの健全育成に悪影響を及ぼす有害で不健全なものも多くあります。

情報技術の進展に反し、親や子どもたちはインターネットの利用に関する危険防止策への知識が追いついておらず、SNSでのいじめ問題など教育現場の外で多くの問題が発生しています。

こうしたことから、家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進していきます。

◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
豊かに生きる 子どもたちを育てる 環境構成事業	子ども子育てに関わる 環境づくりの事業数	10事業	10事業以上

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
郡上学の推進	ふるさと郡上に誇りと愛着をもち、自然体験や社会体験を学ぶ「郡上学」の推進を図ります。」	継続	社会教育課
学習指導要領の改正	小中学校の指導要領の改正により、指導方法の工夫・改善を進めます。	新規	学校教育課
教育委員会 訪問事業	確かな学力を子どもたちに身につけさせるため、学校を訪問し、教員の指導力向上のための指導を行います。	継続	学校教育課

◆基本施策（続き）

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
教職員の資質の向上	教職員の資質及び専門性の向上を図るため、外部研修や夏季休業中における教職員の自主的研修の支援を図ります。	新規	学校教育課
道徳教育の推進	児童・生徒の思いやりのある心豊かな人間性を育むため、日常生活に役立つ道徳的実践力を高める指導の充実を図ります。	継続	学校教育課
相談員の配置	各中学校に相談員を配置し、スクールカウンセラーやスクール相談員と連携し、子どもの精神的健康支援の充実を図ります。	継続	学校教育課
赤ちゃんふれあい体験	中学生が子どもや子育てに関する知識について学習し、健全な母性・父性の育成に役立てるために各中学校で実施します。	継続	児童家庭課 社会教育課
学校支援ボランティア事業	地域公民館がまとめ役となって地域のボランティア*を学校へ派遣する事業を実施します。	継続	社会教育課
学校評議員の活用	地域に開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民等の意向を把握し学校運営に反映させるため学校評議員制度の充実を図ります。	継続	学校教育課
子育てボランティア講座	子育て支援について理解を深め、子育て支援事業にボランティアとして携わっていただく方を養成します。	継続	社会教育課
家庭教育学級の開設	より良い子育てを共に学び合うために、市内の乳幼児、幼稚園、保育園、小学校、中学校の保護者を対象に実施します。	継続	社会教育課
不健全図書等の排除推進	県青少年健全育成条例に基づく対象店舗の立ち入り調査を実施し不健全図書の排除を目指します。	継続	社会教育課 学校教育課
ICT*を活用した授業の推進	ICTの環境整備や学びに活用する教材・教具を充実し情報モラル教育の充実を図る。	新規	学校教育課
インターネット等のメディアへの対応	児童生徒に対し、インターネットや携帯電話の正しい使い方を指導します。	継続	学校教育課 社会教育課
外国人指導助手（ALT*）の活用	外国人指導助手（ALT）を町内の小中学校に派遣し、児童・生徒の外国語教育や国際交流を推進します。	継続	学校教育課

## （２）施策の方向 次世代の親の育成を進めます

本市では少子高齢化が進み、総人口が減少しつつあります。こういった状況の中で、子どもが地域や大きな集団のなかで行動する場面が少なくなってきており、また世代を超えて「地域で子育てをする」という意識も薄れつつあります。

本市では男女ともに未婚率が上昇しており、平成27年の国勢調査において、25歳～29歳の未婚率は、男性が72.7%、女性が53.2%となっています。少子化を防ぐためには若者が結婚や子育てに関する価値観を持つことが大切です。そのため、結婚や子育てに希望が持てる環境づくりが必要であり、独身者に対して結婚支援のための、相談の場や出会いの場を提供するとともに、意識啓発については、郡上市男女共同参画プランに基づいて事業の推進を図ります。

また、学校教育の場において子どもたちが「親」になるということを学ぶために、中学生を対象とした「赤ちゃんふれあい体験事業」を継続するなど、次世代の親の育成に向けた教育を推進します。

◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
結婚相談事業	結婚相談を介した婚姻数	5組	10組

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
婚活イベントの開催	地元のフィールドを活かした婚活イベントを実施します。 また、婚活する前の心構えや身だしなみ等をブラッシュアップする、独身者を対象としたセミナーを開催します。	継続	企画課
パパのためのイクメン講座	出前講座を実施し、参加者が希望する場所や時間帯に講師が出向き、男性が参加しやすい講座を開催します。	継続	児童家庭課 社会教育課
赤ちゃんふれあい体験（再掲）	中学生が子どもや子育てに関する知識について学習し、健全な母性・父性の育成に役立てることを目的に実施します。	継続	児童家庭課 社会教育課

（3）施策の方向 放課後の子どもの居場所づくりを充実します

幼児期の幼保施設利用を終え、小学校に就学するにあたり、今までよりも子どもを預ける時間が減少したために、特に母親が自身の就労状況を変えざるを得ないという「小1の壁」という問題があります。国はこの「小1の壁」の打破と共に、次代を担う人材を育成するという目的で、「新・放課後子ども総合プラン」を掲げました。

本市においては、現在 11ヶ所で放課後児童クラブを実施しており、休日や長期休暇には子ども講座の開催を継続しています。

両親の就労状況の多様化に伴い、小学校就学後も子どもたちの居場所へのニーズが高まっていくものと考えられます。

放課後児童クラブにおいては、現在の 11ヶ所体制の維持に加え、より質の高いサービスの提供を、また、子ども講座についてはより充実した講座内容を提供できるように取り組み、更に両事業の連携を図ります。

◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
放課後児童クラブ設置箇所数	設置箇所数の拡充	11ヶ所	小学校区に1クラブ増設

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
放課後児童クラブ	小学生を対象に放課後や夏休みなどに、家で一人きりになるお子さんを学校の余裕教室などで預かります。利用時間や利用料金の見直しを行います。	継続	児童家庭課

◆基本施策（続き）

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
放課後子ども講座	土・日や夏休みなどを利用し「学校や学年を超えた友達と交流する」「ふるさとの自然や歴史などを知る」「安全に気をつけて遊ぶ力を身につける」ための事業を行います。	継続	社会教育課
特別な配慮を必要とする児童の受け入れ	障がい児や外国につながる児童等、特別な配慮を必要とする児童の、放課後児童クラブでの受け入れを実施します。	継続	児童家庭課

### 基本目標3 生きがいをもち安心できる暮らしの実現を目指します

すべての子どもの健やかな成長を支援するため、行政と地域が一体となって、利用者のニーズを踏まえた保育サービスや子育て世帯への経済的支援などの更なる充実を図るとともに、子育てに関する情報の提供に努めます。

#### （1）施策の方向 地域全体で子育てを応援する体制を充実します

少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化による身近な相談相手の減少など、子育てをめぐる環境は社会的な変動と共に大きく変化しています。

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるようにしていくためには、保護者と行政、保護者と幼保施設という関係性だけではなく、地域全体で子育ての応援・支援、そして参加をしていく必要があります。

本市ではファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業（ほっとサロン、赤ちゃんサロン、まめっこクラブなど）、病児・病後児保育（郡上市民病院、国保白鳥病院の2病院体制）など、地域全体で子育てを応援する体制の充実を図ってきました。また、平成28年度からは新たに「赤ちゃんの駅」事業を開始しています。

今後も郡上市にある様々な地域資源を活用しながら、地域全体で子育てを応援する体制づくりを推進していきます。

◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
ファミリー・サポート・センター会員	依頼会員・援助会員 ・両方会員の増	依頼会員 619人 援助会員 351人 両方会員 68人	3%増員
病児・病後児保育	2ヶ所体制の維持・継続	2ヶ所	2ヶ所

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターでは、ほっとサロン、赤ちゃんサロン、まめっこクラブ、子育て相談を実施し、子育て中の親子をサポートします。また、子育て支援サイトや情報紙を発行し、子育て情報の周知を図ります。私立保育園や私立認定こども園では、専任の保育士を配置し、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルや子育てボランティアの育成を図ります。	継続	児童家庭課

◆基本施策（続き）

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
子育てアドバイザーの配置（再掲）	教育・保育や子育てについて、専門的な見地から家庭にアドバイスを行う「子育てアドバイザー」の配置を検討します。	新規	児童家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育てのサポートを受けたい人（依頼会員）とサポートできる人（援助会員）がネットワークをつくり、短時間の預かりや緊急時の預かりなどに対応します。	継続	児童家庭課
子育て短期支援	保護者の疾病等により家庭で児童を一時的に養育することが困難になった場合、児童養護施設等において一定の期間お預かりします。	継続	児童家庭課
病児・病後児保育	子どもが病気や回復期に家庭で看護できない場合、郡上市民病院・国保白鳥病院内の専用保育室で一時的に保育します。	継続	児童家庭課 郡上市民病院 国保白鳥病院
児童館の開設	子どもたちの創造性や自主性や社会性を育む「遊びの場」として、厚生員による子育て家庭に対する支援や身近な地域の仲間づくりなど、親子が地域ぐるみで交流できる場を開設します。 （八幡、高鷲、高鷲北、和良）	継続	児童家庭課
赤ちゃんの駅	乳幼児を連れた家族の外出を支援するため、授乳とおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の整備を進めます。（平成28年度からの新規事業）	継続	児童家庭課
教育・保育部署の連携	子ども・子育てに関する総合的・横断的な施策の立案を行い、妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を充実させ、教育・保育事業を一体的に行うことができるよう、併任職員を配置する等、保育部門・教育部門の連携を図ります。	継続	児童家庭課 学校教育課 社会教育課
子育て世代包括支援センターの開設	母子保健と子育て支援の両面から、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 また、市役所児童家庭課、子育て支援センター、大和保健センターやまつつじに相談窓口を設置し妊娠・出産・子育てに関する相談に対応します。	新規	健康課 児童家庭課

（２）施策の方向 幼児期の教育・保育を提供する体制を充実します

女性の就労率上昇に伴い、共働き家庭が増えることで、今後教育・保育のニーズはますます高まっていくことが予想されるため、受け皿の確保は急務であるといえます。しかし、教育・保育の提供体制充実には、確保量だけではなく質の高さも重要になります。

特に幼児期の教育・保育は、子どもたちが「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」といった「生きる力」の基礎を身に着ける場でもあり、今後の人格形成にも大きく影響します。

本市においても認定こども園化の推進等に取り組んできましたが、引き続き保護者の教育・保育ニーズに応えられるような提供体制の維持・拡充を図り、より質の高い教育・保育を提供していきます。



◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
認定こども園化の推進	市内の認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育園型）の数	4園	10園

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
保育園	保護者の就労等の理由により、保育の必要性がある場合、保護者に代わって児童を保育します。	継続	児童家庭課
幼稚園	幼児教育を提供し、幼児期にふさわしい環境を与えて、その心身の発達を助長します。	継続	学校教育課
認定こども園	幼稚園と保育園の両方の機能を有し、子どもたちに一体的に教育・保育を提供します。	継続	児童家庭課 学校教育課
延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため延長保育実施します。	継続	児童家庭課
一時預かり	保護者の病気やリフレッシュ等により児童を家庭で監護できない場合一時的に児童を預かります。	継続	児童家庭課
低年齢児保育（再掲）	保育所・認定こども園において3歳未満の児童の保育を提供します。	継続	児童家庭課
病児・病後児保育（再掲）	子どもが病気や回復期に家庭で看護できない場合、郡上市民病院・国保白鳥病院内の専用保育室で一時的に保育します。	継続	児童家庭課 郡上市民病院 国保白鳥病院
幼稚園での預かり保育（再掲）	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育を推進します。	継続	学校教育課
休日保育	保護者の就労状況に対応するため、日曜、祝日などに、保育事業を検討します。	継続	児童家庭課
保育園保育料の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、未満児保育料を検討します	継続	児童家庭課 学校教育課

（3）施策の方向 子育て世帯への経済的支援を進めます

幼保施設の利用料や各種子育て支援事業の利用料、就学後にかかる学校教育費用など、子育てにかかる経済的負担は非常に大きく、昨今では「子どもの貧困」という問題も取り上げられています。厚生労働省の調査では、平成27年の「子どもの貧困率<sup>\*</sup>」は13.9%となっており、約7人に1人が貧困状態とされています。貧困は子どもたちの学習・進学機会を狭めるだけでなく、心身の健やかな成長にも大きな影響を及ぼします。

本市においても、「がんばれ子育て応援事業」をはじめとした、様々な経済的支援に取り組んできました。今後も引き続き各種手当の等の支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援、保護者の就労支援など、子育て世帯への経済的に対する側面的な支援を行い、子どもたちの健やかな成長を支援していきます。

◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
子どもの養育費について	未就学児童保護者の養育費に対する不安の割合	8.4%	4.0%

※アンケート調査の回答より

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
がんばれ子育て 応援事業	第3子以降のお子さんを対象に、小学校へ入学までの6年間、毎年10万円分の「郡上市共通商品券」を支給します。	継続	児童家庭課
児童手当	3歳未満は月額15,000円、3歳以上小学校終了前は月額10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生は10,000円を支給します。	継続	児童家庭課
養育医療給付 (再掲)	入院治療が必要な未熟児（生まれた時の体重が2,000グラム以下または医師が身体機能未熟と判断した赤ちゃん）に治療費を給付します。	継続	健康課
乳幼児医療費助成	乳幼児保健の向上と福祉の増進を図る子育て支援として、入院及び通院にかかる医療費の一部（自己負担）を助成します。	継続	社会福祉課
小中学生医療費 助成	小中学生の保健の向上と福祉の増進を図る子育て支援として、入院及び通院にかかる医療費の一部（自己負担）を助成します。	継続	社会福祉課
高校生等医療費 助成	高校生等（有職者も含む）の入院及び通院にかかる医療費の一部（自己負担）を「郡上市共通商品券」で助成します。	継続	社会福祉課
要保護・準要保護 児童就学支援	小中学生がいる家庭で、経済的理由で学習に必要な支払いが困難な場合、その費用（学用品費、学校給食費、郊外活動費、修学旅行費など）の一部を補助します。	継続	学校教育課
特別支援教育推進	小中学校の特別支援学級児童生徒の保護者に学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、郊外活動費、修学旅行費などの一部を補助します。	継続	学校教育課
通学対策助成	通学に公共交通機関を利用している児童生徒に対して、定期券の全額を助成します。	継続	学校教育課
青少年育英成奨学 資金貸付	経済的理由により修学が困難となっている学生を対象に、入学時の一時金50万円と在学中月額5万円以内（高校生は2万円以内）の奨学金貸付けを行います。	継続	教育総務課
教育ローン 利子補給	子弟等を大学等に就学させるために、民間金融機関等から教育ローンを借り受けている人に対して、毎年度利子補給金を交付します。	継続	教育総務課
出産一時金	出産した国民健康保険加入者に、出産に係る費用に出産育児一時金を充てることができるよう、医療機関へ直接一時金を支給します。	継続	保険年金課
市営住宅子育て 世帯の優先的 入居制度	子育て世帯が優先的に入居できる入居要件と、収入基準の緩和措置を継続します。	継続	都市住宅課

## 基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します

子どもたちが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ひとり親家庭の自立支援、障がい児や外国につながる子どもなど特別な配慮が必要な家庭への支援などの充実を図るとともに、親子が安心・安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。

### (1) 施策の方向 ひとり親家庭の自立支援を進めます

社会情勢の変化に伴い、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加しています。本市においてもひとり親家庭は年々増加しており、平成27年では父子家庭が203世帯、母子家庭は930世帯となっています。

厚生労働省の「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、母子家庭における母自身の就労収入は200万円となっており、一般的な児童のいる世帯の平均年収(647万円)に対し400万円以上の格差があるなど、経済的問題が深刻となっています。

また、父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため、家庭生活や他の子育て世帯との交流など、日常的に多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していきます。

#### ◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
養育支援訪問の利用者数	支援を必要とする家庭に対しての相談業務の充実	6件	10件

#### ◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
児童扶養手当	離婚等によるひとり親家庭や父・母のいずれかが重度の障がいの状態ある家庭等の生活安定・自立の促進と児童・生徒の健全育成を図るため手当を支給します。	継続	児童家庭課
母子家庭高等職業訓練促進費	母子家庭の母が、看護師、介護福祉士などの専門的な資格を取得するために2年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進費を支給します。	継続	児童家庭課
母子家庭等医療費助成	母子家庭等の母及び子どもに対し医療費を助成します。	継続	社会福祉課
父子家庭医療費助成	父子家庭の父及び子どもに対し医療費を助成します。	継続	社会福祉課
養育支援訪問	子育てに不安や孤立感を抱える家庭、育児放棄や子育てが不慣れな母親に対し、養育支援訪問員を派遣し、育児支援を行います。	継続	児童家庭課 健康課

### (2) 施策の方向 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援を進めます

児童虐待・障がい児・外国につながる児童など、支援が必要な家庭を取り巻く問題が大きく取り上げられています。

特に児童虐待については近年社会的な問題となっています。妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、父母共に多くの不安とストレスを抱えることになり、その結果として子どもたちへの虐待へとつながっていると考えられます。児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して児童虐待の未然

防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制の充実を図っていきます。

障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。障がい児施策については郡上市第1期障害児福祉計画に基づいて事業の推進を図ります。

また、平成31年4月1日現在、本市には472人の外国人が在住しており、本計画の主な対象となる0歳～11歳の児童は23人います。彼ら・彼女らも同じ「郡上っ子」として健やかに成長していけるよう、外国人児童及び外国人家庭への支援を充実させていきます。

#### ◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
乳児家庭全戸訪問の実施率（再掲）	訪問実施率	100%	100%
虐待予備者	子どもに対して手をあげたり、心理的にいじめたり、世話をしないで放置したりする親の割合	就学前児 67.6% 小学生 66.6%	30%

※虐待予備者の現状値はアンケート調査結果より

#### ◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスを行います。	継続	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、サービスを受けるため外出することが難しいお子さんの居宅を訪問し、様々な遊びを通して発達を促す支援を行います。	新規	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、授業の終了後、又は休業日に生活能力向上のための訓練、社会との交流のその他必要な支援を行います。	継続	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスを行います。	継続	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
療育相談	小児精神科医、臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士等専門スタッフによる療育相談を実施します。	継続	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
発達支援に関する啓発	市民に広く発達支援の理解や意識付けを広めるため、広報による啓発を図ります。	新規	社会福祉課
障がいに関わるネットワークの推進	担当課と関係機関が連携・協力し、地域における療育体制の整備を推進します。	新規	社会福祉課
特別児童扶養手当	心身に障がいがあり、常時介護が必要な20歳未満の児童の監護者に手当を支給します。(県事業)	継続	社会福祉課
障害児福祉手当	心身に障がいのある20歳未満の方に手当を支給します。	継続	社会福祉課

◆基本施策（続き）

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
養育支援訪問 （再掲）	子育てに不安や孤立感を抱える家庭、育児放棄や子育てが不慣れな母親に対し、養育支援訪問員を派遣し、育児支援を行います。	継続	児童家庭課 健康課
乳児家庭 全戸訪問 （再掲）	乳児のいるすべて家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
子どもの権利擁護	（子どもが健やかに育つことを妨げる）体罰によらない子育て等について、周知・啓発を行っていきます。	新規	児童家庭課
家庭児童相談室 の設置	家庭における子育てに関する不安や悩み、また児童虐待に関する連絡・相談に対し、家庭児童相談員が相談を行います。	継続	児童家庭課
通訳ボランティア の募集	来庁した外国人家庭の子供や保護者の通訳等のサポートを行う通訳ボランティアの募集を検討します。	新規	児童家庭課
外国人児童への 支援員配置	外国人の児童生徒を支援するため、小中学校に外国人支援員の配置を検討します。	継続	学校教育課

（3）施策の方向 子どもの安全の確保を進めます

子どもが安全に暮らしていくには、親も子ども安心して生活できる環境の整備が必要となります。アンケート調査結果の自由意見には、防犯や通学路など、まちづくりに関する意見が多くありました。

昨今では交通事故による問題が大きく取り上げられています。子どもたちの安全を守るために、地域住民の力を借りながら見守り活動を推進していくとともに、交通安全に関する講座や指導などをより充実させ、無事故・無違反のまちを目指します。

また、悪質な犯罪から子どもたちを守るために、不審者情報等を地域に提供・共有し、まちの防犯に努めます。

◎成果指標

事業名	指標の内容	現状	方向
交通安全教室の開催	乳幼児学級や幼稚園、保育園などで交通安全教室実施し交通安全についての意識を高める	乳幼児学級 0回	乳幼児学級 0回
		幼稚園 33回	幼稚園 33回
		保育園 40回	保育園 40回
		小学校 30回	小学校 40回
		母親学級 30回	母親学級 30回

◆基本施策

事業名・取組名	事業の内容	方向性	担当課
交通安全指導 の充実	園や学校において交通安全思想の普及と交通安全教育を推進します。	継続	総務課
見守り隊の実施	登下校時において地域ボランティアによる見守りを実施します。	継続	社会教育課
不審者情報等 の提供	防災行政無線放送や学校配信メールなどを通じて子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。	継続	総務課 学校教育課
不健全図書等 の排除推進 （再掲）	県青少年健全育成条例に基づく対象店舗の立ち入り調査を実施し不健全図書の排除を目指します。	継続	社会教育課 学校教育課

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

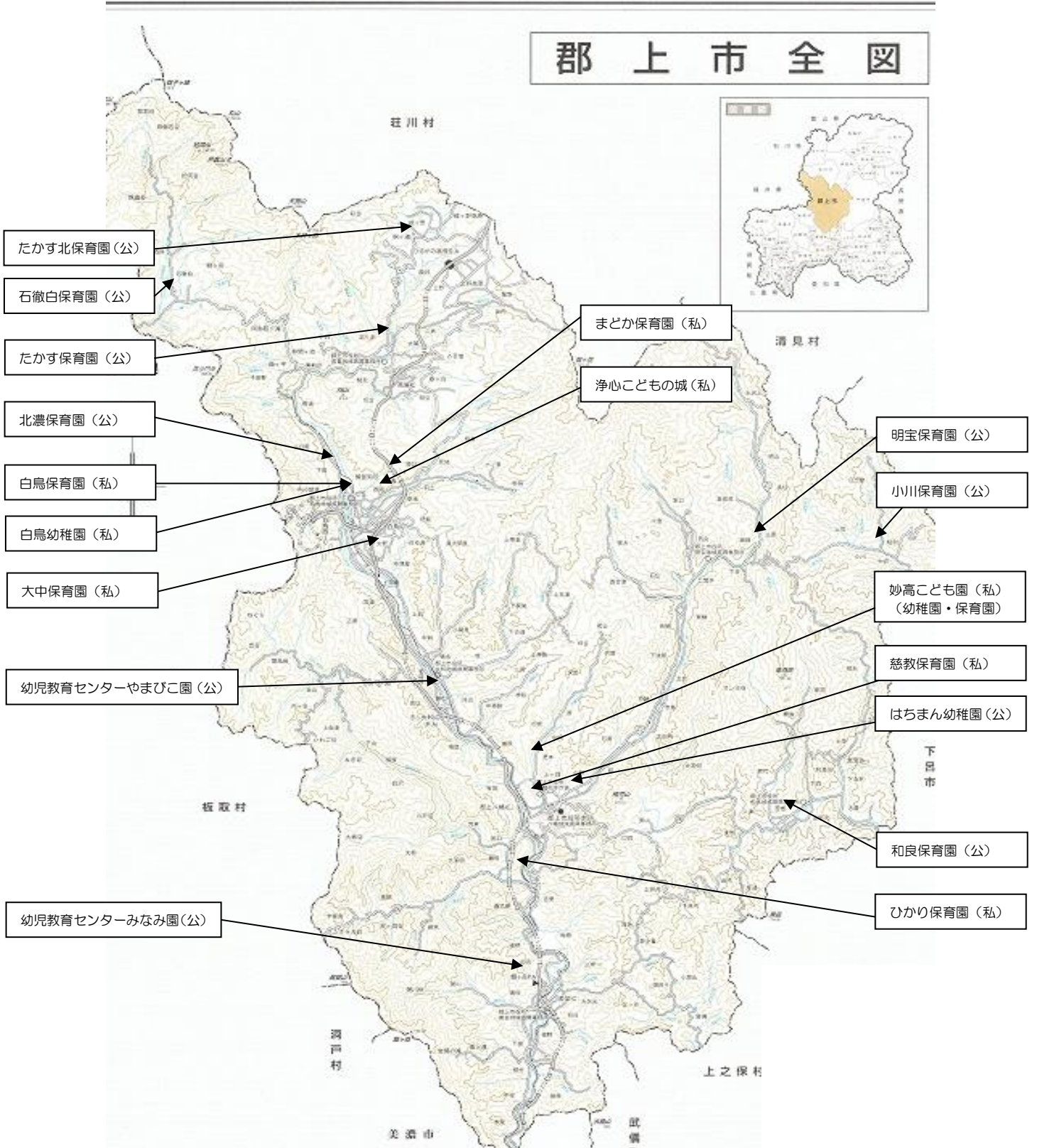
本市の教育・保育提供区域は、市域が広大であることの地理的条件、人口、現在の教育・保育の利用状況、交通事情等を総合的に判断する必要があることから、現在の7地域の教育・保育施設への需要ニーズに対する供給量を調整・確保した上で、**市内1区域を基本**とします。

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育提供区域と共通の区域としますが、各事業の利用状況、実態によっては事業ごとに設定します。

事業	区域設定
延長保育事業	教育・保育提供区域
放課後児童クラブ	教育・保育提供区域
子育て短期支援事業	全市
地域子育て支援拠点事業	教育・保育提供区域
一時預かり事業	教育・保育提供区域
病児・病後児保育事業	全市
ファミリー・サポート・センター事業	全市
養育支援訪問事業	全市
妊婦健康診査	全市
乳児家庭全戸訪問事業	全市
利用者支援事業	全市

郡上市の幼稚園・保育園・認定こども園

郡上市全図



## 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

### (1) 認定区分と家庭類型

#### ○認定区分

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

#### 【教育・保育給付認定】

認定区分	支給要件	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等

#### ○家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と母親の就労意向を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

#### 【家庭類型区分図】

		母親		父親					
		ひとり親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
				120時間以上		120時間未満 48時間以上		48時間未満	
父親		ひとり親		タイプA					
ひとり親		タイプA							
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中				タイプB		タイプC		タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		120時間以上		タイプC		タイプE		タイプD	
		120時間未満		タイプC'		タイプE'			
		48時間以上							
		48時間未満							
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない						タイプD		タイプF	



区分	内容
タイプ A	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプ B	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプ C	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ C'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）家庭
タイプ E	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ E'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

## （2）「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、平成 30 年度に実施した「郡上市第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分や提供区域単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

### ① 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

#### ○幼稚園

- ・・・3 歳から小学校入学までの幼児に対して教育・保育を行う施設です。

#### ○保育園

- ・・・就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって教育・保育を行う施設です。

#### ○地域型保育事業

- ・・・保育園より少人数の単位で、保育が必要な 3 歳未満の子どもを保育する事業です。  
小規模保育、事業所内保育があります。

○認可外保育施設

- ・・・児童福祉法に基づく県知事などの認可を受けていない保育施設です。児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。

また、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う企業主導型保育事業があります。従業員の子ども以外の子どもを受け入れる地域枠を設置することができます。

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業名	本市事業
(1) 延長保育事業	◇ 保育園・認定こども園での延長保育事業
(2) 放課後児童健全育成事業	◇ 放課後児童クラブの整備・運営
(3) 子育て短期支援事業	◇ ショートステイ事業 ◇ トワイライトステイ事業
(4) 地域子育て支援拠点事業	◇ 郡上市子育て世代包括支援センター運営事業等
(5) 一時預かり事業	◇ 幼稚園での預かり保育事業 ◇ 保育園における一時預かり事業
(6) 子育て援助活動支援事業	◇ ファミリー・サポート・センター事業
(7) 病児・病後児保育事業	◇ 病児・病後児保育事業
(8) 養育支援訪問事業	◇ 養育支援訪問員等による支援
(9) 妊婦健康診査	◇ 妊婦健康診査
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	◇ こんにちは赤ちゃん訪問事業
(11) 利用者支援事業	◇ 身近な相談窓口の整備・運営

\*地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

また、「放課後子ども講座」、「放課後子ども総合プラン事業」については、アンケート調査に基づき量を見込むものではありませんが、確保方策や今後の方向性を明記します。

## ※量の見込み算出フロー

### ステップ1

◆推計児童数の算出（※コーホート変化率法）

### ステップ2

◆家庭類型の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類

### ステップ3

◆潜在家庭類型の算出

ステップ2の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向（本計画では母親の就労意向）を反映させてタイプを分類

### ステップ4

◆潜在家庭類型別の対象児童数の算出

将来推計児童数と潜在家庭類型を掛け合わせ、事業ごとの対象児童数を算出

### ステップ5

◆利用意向率の算出

アンケート調査での各事業の回答者数を、利用希望者数で割り利用意向率を算出

### ステップ6

◆ニーズ量の算出

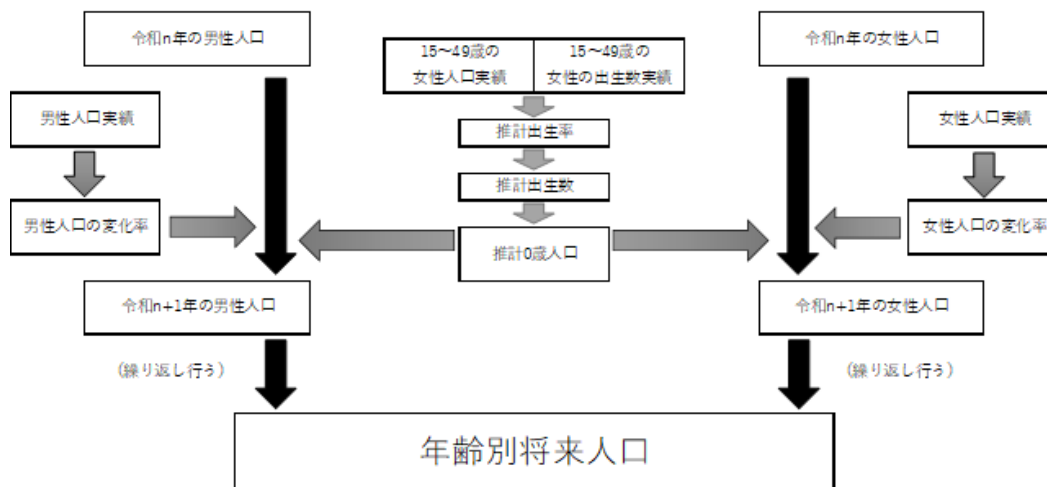
各事業の対象となる対象児童数に利用意向率を掛け合わせニーズ量を算出

## 3 郡上市の将来推計人口

今回の子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、市の将来人口の推計を行っています。推計は幼稚園、保育園の各学年の人数を求める必要があることから、住民基本台帳の男女各歳別人口を基に、1歳ごとの男女別人口を求めるコーホート変化率法※によって推計しています。

※コーホート変化率法：コーホート（cohort）とは、同年（又は同時期）に出生した集団の事を指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

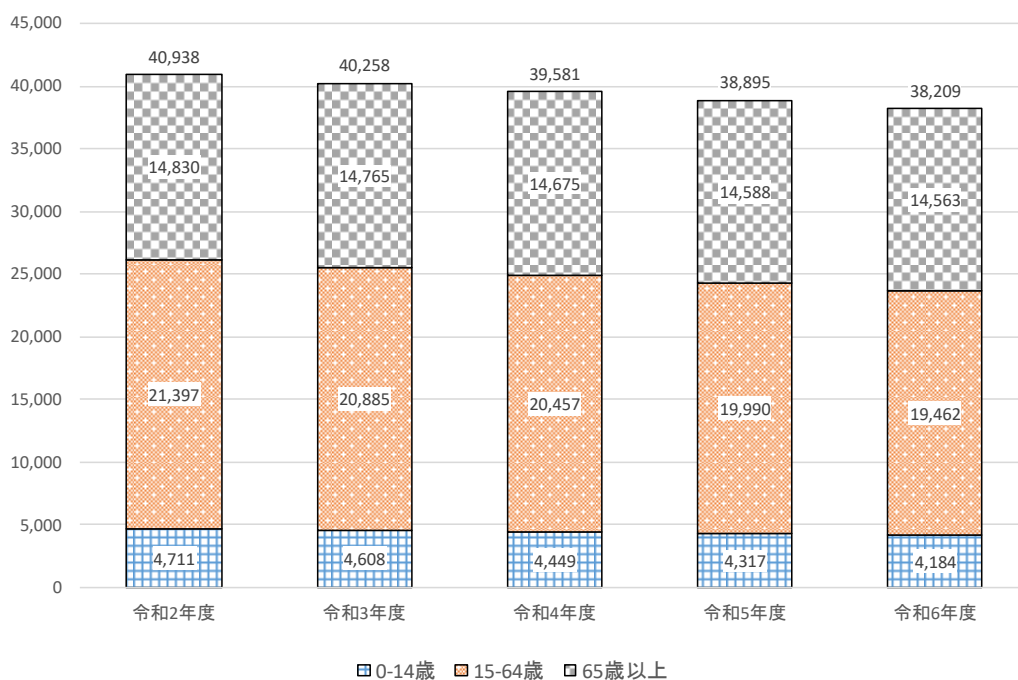
## ○コーホート変化率法イメージ図



### (1) 郡上市の総人口推計

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0-14歳	4,711	4,608	4,449	4,317	4,184
15-64歳	21,397	20,885	20,457	19,990	19,462
65歳以上	14,830	14,765	14,675	14,588	14,563
総計	40,938	40,258	39,581	38,895	38,209



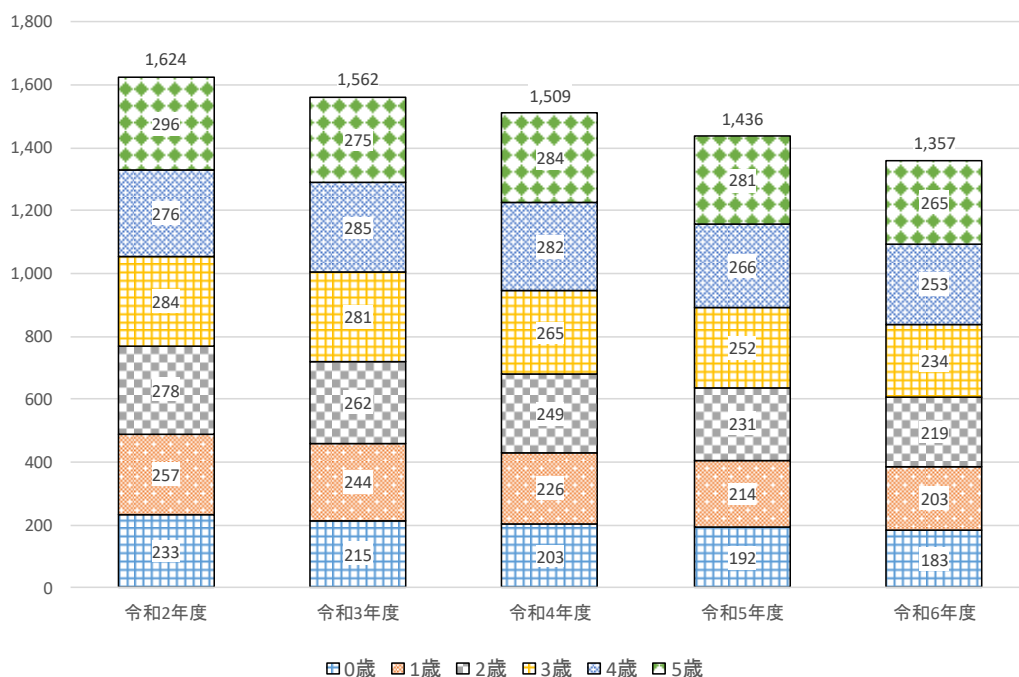
本市の将来人口について、令和2年度以降人口は減少していきます。

年齢階級別にみると、0-14歳、15-64歳、65歳以上のすべての年代で人口が減少していくと予想され、本計画の最終年である令和6年度では、0-14歳は4184人、15-64歳は19,462人、65歳以上は14,563人と推計されます。

## (2) 児童人口（0～5歳人口）推計

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	233	215	203	192	183
1歳	257	244	226	214	203
2歳	278	262	249	231	219
3歳	284	281	265	252	234
4歳	276	285	282	266	253
5歳	296	275	284	281	265
合計	1,624	1,562	1,509	1,436	1,357



本市の将来児童人口（0～5歳）について、令和2年度以降児童人口は減少していきます。年齢別にみると、0歳から5歳まですべての年齢の児童が令和2年度以降は減少していくと予想され、本計画の最終年である令和6年度の児童人口は1,357人と推計され、そのうち0歳児は183人と推計されます。

### (3) 郡上市及び地域別の将来児童数の推計

地区別の児童推計は以下のようになります。

単位：人

区域	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡上市	0歳	233	215	203	192	183
	1歳	257	244	226	214	203
	2歳	278	262	249	231	219
	3歳	284	281	265	252	234
	4歳	276	285	282	266	253
	5歳	296	275	284	281	265
	6歳	333	298	277	286	283
	7歳	328	334	299	278	287
	8歳	359	328	334	299	278
	9歳	319	359	328	334	299
	10歳	334	320	360	329	335
	11歳	339	334	320	360	329
	合計	3,636	3,535	3,427	3,322	3,168
八幡町	0歳	76	71	68	63	60
	1歳	85	80	75	72	67
	2歳	94	86	81	76	73
	3歳	89	95	87	82	77
	4歳	82	91	97	89	84
	5歳	101	80	89	95	87
	6歳	110	102	81	90	96
	7歳	113	110	102	81	90
	8歳	109	114	111	103	82
	9歳	87	109	114	111	103
	10歳	112	87	109	114	111
	11歳	95	113	88	110	115
	合計	1,153	1,138	1,102	1,086	1,045
大和町	0歳	36	33	29	27	25
	1歳	45	38	35	31	29
	2歳	46	44	37	34	30
	3歳	45	46	44	37	34
	4歳	42	46	47	45	38
	5歳	50	41	45	46	44
	6歳	52	50	41	45	46
	7歳	52	54	51	42	46
	8歳	58	51	52	50	41
	9歳	57	58	51	52	50
	10歳	55	57	58	51	52
	11歳	67	54	56	57	50
	合計	605	572	546	517	485

単位：人

区域	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
白鳥町	0歳	68	64	60	58	55
	1歳	62	69	65	61	59
	2歳	69	63	70	66	62
	3歳	92	70	64	71	67
	4歳	80	92	70	64	71
	5歳	70	80	92	70	64
	6歳	87	70	80	92	70
	7歳	88	88	71	81	93
	8歳	95	88	88	71	81
	9歳	87	96	89	89	72
	10歳	77	87	96	89	89
	11歳	89	77	87	96	89
	合計	964	944	932	908	872
	高鷺町	0歳	23	21	21	21
1歳		28	24	22	22	22
2歳		28	28	24	22	22
3歳		23	28	28	24	22
4歳		30	22	27	27	23
5歳		21	30	22	27	27
6歳		29	21	30	22	27
7歳		23	27	20	29	21
8歳		25	24	29	21	31
9歳		27	25	24	29	21
10歳		22	27	25	24	29
11歳		34	22	27	25	24
合計		313	299	299	293	289
美並町		0歳	19	17	15	15
	1歳	26	21	19	17	17
	2歳	26	28	22	20	18
	3歳	22	26	28	22	20
	4歳	29	22	26	28	22
	5歳	39	31	24	29	31
	6歳	36	41	33	26	32
	7歳	33	37	42	34	27
	8歳	50	33	37	42	34
	9歳	37	49	32	36	41
	10歳	37	38	50	33	37
	11歳	43	38	39	51	34
	合計	397	381	367	353	327

単位：人

区域	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
明宝	0歳	6	5	5	5	5
	1歳	4	8	6	6	6
	2歳	8	4	8	6	6
	3歳	12	9	5	10	7
	4歳	12	12	9	5	10
	5歳	7	12	12	9	5
	6歳	15	7	12	12	9
	7歳	11	15	7	12	12
	8歳	12	11	15	7	12
	9歳	11	12	11	15	7
	10歳	18	11	12	11	15
	11歳	4	18	11	12	11
	合計	120	124	113	110	105
和良町	0歳	4	4	4	4	4
	1歳	9	5	5	5	5
	2歳	5	8	5	5	5
	3歳	2	3	7	4	4
	4歳	2	2	3	7	4
	5歳	8	2	2	3	7
	6歳	6	8	2	2	3
	7歳	9	6	8	2	2
	8歳	12	10	6	8	2
	9歳	13	12	10	6	8
	10歳	13	13	12	10	6
	11歳	8	13	13	12	10
	合計	91	86	77	68	60

## 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育事業

#### 【第1期計画期間の実績】

本市では、平成31年4月現在で公立保育園が7園、私立保育園が5園、公立幼稚園が1園、私立認定こども園が4園、幼児教育センターが2園あります。

第1期計画時は、全市と7つの地域別に量の見込み・確保方策を示しました。

全市の実績は以下のようになります。

#### ○1号認定実績

郡上市全域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
第1期量の見込み①	273人	214人	220人	212人
第1期実績②	269人	277人	284人	238人
差(②—①)	−4人	63人	64人	26人



○2号認定実績

郡上市全域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
第1期量の見込み①	729人	787人	792人	753人
第1期実績②	747人	717人	716人	700人
差(②-①)	18人	-70人	-76人	-53人

○3号認定実績

・0歳児

郡上市全域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
第1期量の見込み①	56人	53人	52人	51人
第1期実績②	40人	34人	45人	44人
差(②-①)	-16人	-19人	-7人	-7人

・1・2歳児

郡上市全域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
第1期量の見込み①	304人	301人	284人	277人
第1期実績②	276人	286人	259人	273人
差(②-①)	-28人	-15人	-25人	-4人

(1) -① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

【アンケート結果から見られる現状】

平成30年度に実施したアンケート調査では、平日に利用している教育・保育事業のうち、「幼稚園」の割合が17.2%、「幼稚園の預かり保育」の割合が3.4%でした。

一方、今後利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」の割合が35.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が19.6%と、潜在的な幼稚園・幼児教育へのニーズが高いことが伺えます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

<量の見込み>

郡上市全域	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	223人	213人	216人	208人	197人
供給可能量②	223人	213人	216人	208人	197人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

<確保方策>

本市の教育・保育の区域設定は、郡上市一円としています。平成30年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っておりニーズ量を充足しています。また、アンケート結果から教育のニーズが高いと考えられますが、将来推計人口による将来推計児童数は減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します。

※地区別内訳

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
八幡	量の見込み①	79人	77人	79人	77人	74人
	供給可能量②	79人	77人	79人	77人	74人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
大和	量の見込み①	50人	48人	50人	46人	42人
	供給可能量②	50人	48人	50人	46人	42人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
白鳥	量の見込み①	42人	42人	40人	36人	36人
	供給可能量②	42人	42人	40人	36人	36人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
高鷲	量の見込み①	8人	8人	8人	8人	7人
	供給可能量②	8人	8人	8人	8人	7人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
美並	量の見込み①	35人	31人	31人	31人	29人
	供給可能量②	35人	31人	31人	31人	29人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
明宝	量の見込み①	5人	5人	4人	4人	3人
	供給可能量②	5人	5人	4人	4人	3人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
和良	量の見込み①	4人	2人	4人	6人	6人
	供給可能量②	4人	2人	4人	6人	6人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(1) - ② 2号認定Ⅰ(幼稚園の希望が強いとされるもの)

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育園・認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は「2号認定Ⅰ(幼稚園の希望が強いとされるもの)」に該当します。

【アンケート結果から見られる現状】

平成30年度に実施したアンケート調査では、平日に利用している教育・保育事業のうち、「認定こども園」の割合が36.0%、「幼稚園」の割合が17.2%、「幼稚園の預かり保育」の割合が3.4%でした。

一方、今後利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が46.8%、「幼稚園」が35.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が19.6%と、2号認定児童においても潜在的な教育へのニーズが高いと考えられます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

郡上市全域	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	53人	52人	50人	48人	44人
供給可能量②	53人	52人	50人	48人	44人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

＜確保方策＞

本市の教育・保育の区域設定は、郡上市一円としています。平成30年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っておりニーズ量を充足しています。また、アンケート結果から2号認定児童についても教育のニーズが高いと考えられますが、将来推計人口による将来推計児童数は減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します。

※地区別内訳

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
八幡	量の見込み①	16人	16人	16人	16人	14人
	供給可能量②	16人	16人	16人	16人	14人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
大和	量の見込み①	8人	7人	8人	7人	7人
	供給可能量②	8人	7人	8人	7人	7人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
白鳥	量の見込み①	13人	13人	12人	11人	11人
	供給可能量②	13人	13人	12人	11人	11人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
高鷲	量の見込み①	4人	5人	4人	4人	4人
	供給可能量②	4人	5人	4人	4人	4人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
美並	量の見込み①	7人	6人	6人	6人	5人
	供給可能量②	7人	6人	6人	6人	5人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
明宝	量の見込み①	5人	5人	4人	4人	3人
	供給可能量②	5人	5人	4人	4人	3人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
和良	量の見込み①	0人	0人	0人	0人	0人
	供給可能量②	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(1) -③ 2号認定Ⅱ（認定こども園・保育所）

2号認定Ⅱは満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。

【アンケート結果から見られる現状】

平成30年度に実施したアンケート調査では、平日に利用している教育・保育事業のうち、「認可保育所」の割合が41.1%、「認定こども園」の割合が36.0%でした。

今後利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」の割合が49.3%、「認定こども園」が46.8%となっており、潜在的な保育へのニーズは高く推移しています。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

郡上市全域	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	545人	538人	527人	506人	475人
供給可能量②	545人	538人	527人	506人	475人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

＜確保方策＞

本市の教育・保育の区域設定は、郡上市一円としています。平成30年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っておりニーズ量を充足しています。また、アンケート結果から保育へのニーズは高いと考えられますが、将来推計人口による将来推計児童数は減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します。

※地区別内訳

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
八幡	量の見込み①	165人	162人	166人	162人	151人
	供給可能量②	165人	162人	166人	162人	151人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
大和	量の見込み①	73人	72人	73人	69人	63人
	供給可能量②	73人	72人	73人	69人	63人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
白鳥	量の見込み①	176人	176人	163人	149人	147人
	供給可能量②	176人	176人	163人	149人	147人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
高鷲	量の見込み①	60人	65人	63人	63人	57人
	供給可能量②	60人	65人	63人	63人	57人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
美並	量の見込み①	46人	40人	40人	40人	36人
	供給可能量②	46人	40人	40人	40人	36人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

※地区別内訳（続き）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
明 宝	量の見込み①	18人	19人	15人	14人	12人
	供給可能量②	18人	19人	15人	14人	12人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
和 良	量の見込み①	7人	4人	7人	9人	9人
	供給可能量②	7人	4人	7人	9人	9人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(1) -④ 3号認定(0歳児)

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。3号認定は0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

【アンケート結果から見られる現状】

平成30年度に実施したアンケート調査では、平日に利用している教育・保育事業のうち、「認可保育所」の割合が41.1%、「認定こども園」の割合が36.0%でした。

今後利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」の割合が49.3%、「認定こども園」が46.8%となっており、0歳児においても潜在的な保育へのニーズは高いと考えられます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

<量の見込み>

郡上市全域	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	89人	84人	78人	75人	71人
供給可能量②	89人	84人	78人	75人	71人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

<確保方策>

本市の教育・保育の区域設定は、郡上市一円としています。平成30年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っておりニーズ量を充足しています。また、将来推計人口による将来推計児童数は減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します。

※地区別内訳

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
八 幡	量の見込み①	15人	14人	14人	13人	12人
	供給可能量②	15人	14人	14人	13人	12人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

※地区別内訳（続き）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大和	量の見込み①	18人	17人	14人	14人	13人
	供給可能量②	18人	17人	14人	14人	13人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
白鳥	量の見込み①	36人	35人	33人	31人	29人
	供給可能量②	36人	35人	33人	31人	29人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
高鷺	量の見込み①	14人	12人	12人	12人	12人
	供給可能量②	14人	12人	12人	12人	12人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
美並	量の見込み①	6人	6人	5人	5人	5人
	供給可能量②	6人	6人	5人	5人	5人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
明宝	量の見込み①	0人	0人	0人	0人	0人
	供給可能量②	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
和良	量の見込み①	0人	0人	0人	0人	0人
	供給可能量②	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(1) -⑤ 3号認定(1・2歳児)

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。3号認定は0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

【アンケート結果から見られる現状】

平成30年度に実施したアンケート調査では、平日に利用している教育・保育事業のうち、「認可保育所」の割合が41.1%、「認定こども園」の割合が36.0%でした。

今後利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」の割合が49.3%、「認定こども園」が46.8%となっており、潜在的な保育へのニーズは高いと考えられます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

<量の見込み>

郡上市全域	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	275人	258人	242人	227人	215人
供給可能量②	275人	258人	242人	227人	215人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

<確保方策>

本市の教育・保育の区域設定は、郡上市一円としています。平成30年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っておりニーズ量を充足しています。また、将来推計人口による将来推計児童数は減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します。

※地区別内訳

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
八幡	量の見込み①	92人	85人	80人	77人	72人
	供給可能量②	92人	85人	80人	77人	72人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
大和	量の見込み①	47人	42人	36人	34人	30人
	供給可能量②	47人	42人	36人	34人	30人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
白鳥	量の見込み①	72人	72人	74人	69人	66人
	供給可能量②	72人	72人	74人	69人	66人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
高鷲	量の見込み①	26人	24人	21人	20人	20人
	供給可能量②	26人	24人	21人	20人	20人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
美並	量の見込み①	29人	27人	23人	20人	20人
	供給可能量②	29人	27人	23人	20人	20人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
明宝	量の見込み①	4人	4人	5人	4人	4人
	供給可能量②	4人	4人	5人	4人	4人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
和良	量の見込み①	5人	4人	3人	3人	3人
	供給可能量②	5人	4人	3人	3人	3人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 延長保育事業

#### 【事業概要】

保護者の就労形態等に応じて、保育園や認定こども園で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

#### 【第1期計画期間の実績】

＜利用人数の推移＞ -延べ人数-

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
公立9園	5,845人	633人	609人	288人
私立7園	2,567人	2,454人	2,099人	1,442人

#### 【アンケート結果から見られる現状】

平日に定期的に利用している教育・保育の事業の現在の利用終了時間は、「14時～15時」が31.7%、「16時～17時」が42.2%となっています。一方で、希望の利用終了時間は、「16時～17時」が37.7%、「17時～18時」が29.3%、「18時～19時」が12.8%と、現状とニーズに乖離があり、潜在ニーズがあることがうかがえます。

#### 【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞ -定員数-

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	121人	116人	113人	107人	101人
供給可能量②	121人	116人	113人	107人	101人
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

利用者は減少傾向にあるものの、引き続き保護者の多様な就労形態に対応していきます。

### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「放課後児童クラブ」という名称で、平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

#### 【第1期計画期間の実績】

目標どおりの放課後児童クラブ数を確保しました。また、平成27年度に料金を改正し、利用者も定着してきています。新規開設を望む声がありますが、開設場所や支援員の確保が課題となっています。

＜設置箇所数＞

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
設置箇所数	8か所	8か所	9か所	9か所

※＜新設＞H27年度：高鷲北放課後児童クラブ／H30年度：□明方放課後児童



<利用料金>

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
7・8月以外	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
7月	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円
8月	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
夏休みのみ	13,500円	13,500円	13,500円	13,500円

【アンケート結果から見られる現状】

就学前児童において、小学校就学後に放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所として、「自宅」の割合が27.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が11.9%となっています。また、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいと答えた方のうち、平日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が56.8%、「高学年まで利用したい」が37.0%となっており、潜在的なニーズがあることが伺えます。（就学前児童調査より）

就学児童において、放課後の時間を過ごしている場所として、「自宅」の割合が85.3%、「放課後児童クラブ」の割合が14.8%となっています。（就学児童調査より）

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

<量の見込み>

	年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量 の 見 込 み	1年生	86人	77人	71人	73人	73人
	2年生	85人	87人	79人	71人	75人
	3年生	94人	85人	87人	79人	71人
	4年生	57人	64人	59人	60人	53人
	5年生	60人	57人	64人	59人	60人
	6年生	60人	60人	57人	64人	59人
	合計①	442人	430人	417人	406人	391人
供給可能量②	442人	430人	417人	406人	391人	
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

<確保方策>

利用者は引き続き減少傾向が見込まれるものの、現状の放課後児童クラブ数を維持しつつ土曜日や長期休暇中の対応などの充実を図ります。

### (3) 子ども講座

【事業概要】

市内の小学校の児童を対象に、地域の歴史・文化・自然等を学ぶ機会を提供します。

【第1期計画期間の実績】

郡上を学ぶことをテーマに、市内の小学生を対象として実施してきました。異年齢の交流を通し、自ら学ぶ力を身に付ける良い機会となっています。参加者は横ばいですが、人気のある講座は抽選となっているものもあります。

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
子ども講座数	9講座	11講座	11講座	10講座
図書館講座	27講座	26講座	26講座	26講座
延べ参加人数	585人	570人	516人	557人

【アンケート結果から見られる現状】

就学児童において、子ども講座について「利用したことがある」の割合が26.1%、「知っているが利用したことはない」が35.2%となっており、子ども講座の認知や利用が進んでいることがわかります。また、「利用したい」の割合が32.4%となっており、潜在的な利用ニーズもあることが伺えます。

#### (4) 新・放課後子ども総合プラン事業 (一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施)

【第1期計画期間の実績】

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
放課後児童クラブ 合同講座	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブと子ども講座の連携事業について、本市の地域性等を鑑み、実施は予定していません。近隣市の動向も踏まえ、実態に応じて実施を検討していきます。

#### (5) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において宿泊を伴った短期間（7日以内）児童を預かり養育を実施するショートステイ事業と平日の夜間や休日に一時的に児童を預かり養育を実施するトワイライトステイ事業があります。

【第1期計画期間の実績】

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ショートステイ利用者数	20人	20人	20人	17人
トワイライトステイ利用者数	4人	11人	0人	25人

【アンケート結果から見られる現状】

「この1年間に、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか」について、就学前児童では「あった」と回答した方のうち、「仕方なく子どもだけ留守番させた」「子育て短期支援事業を利用した」の回答はありませんでした。一方、小学生では、「仕方なく子どもだけで留守番させた」の割合は3.9%となっています。

就学前児童、就学児童ともに「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が最も高く、就学前児童では93.3%、就学児童では90.6%となっていることから、現状としては、子育て短期支援事業へのニーズは低いものと考えられます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	3,262人日	3,138人日	3,034人日	2,888人日	2,723人日
供給可能量②	3,262人日	3,138人日	3,034人日	2,888人日	2,723人日
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

アンケート調査結果からは利用ニーズが低いと考えられますが、ニーズのある家庭では1回あたりの利用希望日数が多くなっているため、弾力的な運営を継続し、ニーズに応えられる体制を整えていきます。

（6）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、子育て支援センターが、子育て支援拠点として各種相談業務、サロン、まめっこクラブなどを行っているほか、私立保育園・認定こども園では、育児不安等についての相談指導、子育てサークルや子育てボランティアの育成、地域保育資源の情報提供などを行っています。

【第1期計画期間の実績】

児童館のない3地域に子育て親子が交流するほっとサロンを開設、子育て相談員による育児不安等に対する育児相談、南部・北部で0歳児親子を対象としたまめっこクラブを開催（各1回/月）、子育て支援サイトや情報誌（毎月）による子育て情報の発信を実施しました。いずれも、利用者が減少しているため、子育てサイトや情報紙を通して、周知の強化を図る必要があります。

【第1期計画期間の実績】

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ほっとサロン利用者数	6,709人	6,994人	4,813人	3,838人
育児相談件数	431件	406件	340件	317件
まめっこクラブ利用者数	188人	181人	187人	139人

※上記のほか、私立保育園、認定こども園における「地域子育て支援センター」事業を7園（慈教保育園、認定こども園妙高保育園、ひかり保育園、認定こども園浄心こどもの城、大中保育園、白鳥保育園、まどか保育園）、及び子どもセンターバンビ（大和）で実施している。

【アンケート結果から見られる現状】

地域の子育て支援事業の利用状況について、就学前児童では、「利用していない」の割合が59.9%、「地域子育て支援事業（子育て支援センター）」の割合が35.9%となっています。

今後の利用希望では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が64.3%となっているものの、「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が14.6%となっていることから、潜在的な利用ニーズが伺えます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	3,767人	3,543人	3,331人	3,130人	2,967人
供給可能量②	3,767人	3,543人	3,331人	3,130人	2,967人
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

相談員やボランティアの質の向上を目指すとともに、地域の子育て拠点として、児童館や私立保育園・認定こども園等における活動内容の充実を図っていきます。

(7) 一時預かり事業(幼稚園型)

【事業概要】

通常の教育時間\*の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する園児を対象に実施する事業です。公立・私立幼稚園における一時預かり事業は、現在は実施していません。

【第1期計画期間の実績】

実績なし

【アンケート結果から見られる現状】

就学前児童において、定期的に利用したい平日の教育・保育事業のうち、「幼稚園の預かり保育」の割合が19.6%となっており、幼稚園における一時預かりの潜在的な利用ニーズがあることが伺えます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1,909人日	1,875人日	1,855人日	1,785人日	1,684人日
供給可能量②	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
過不足(②-①)	-1,909人日	-1,875人日	-1,855人日	-1,785人日	-1,684人日

＜確保方策＞

アンケート結果から利用ニーズが伺えますが、当該事業の実施予定はありません。子育て短期支援事業や延長保育事業などを活用し、ニーズの充足を図ります。

(8) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

【事業概要】

保護者が出産や病気、残業、育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、認可保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【第1期計画期間の実績】

以前よりも利用者数が減少しているものの、直近年度では概ね横ばいで推移しています。

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
公立9園利用人数	1,254人	1,153人	1,147人	1,014人
私立7園利用人数	1,836人	1,818人	1,375人	1,443人

【アンケート結果から見られる現状】

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期の教育・保育事業を利用する必要があるかについて、就学前児童で「利用したい」が35.0%とおおよそ3人に1人が希望していることから、一時預かり事業等に対するニーズが高いことがうかがえます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	11,847人日	11,613人日	11,379人日	11,145人日	10,435人日
供給可能量②	11,847人日	11,613人日	11,379人日	11,145人日	10,435人日
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

利用者は引き続き減少傾向が見込まれるものの、受け入れ体制を維持していきます。

## (9) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

児童が入院治療の必要はないが、他の児童との集団生活が困難な時期に保育所等にかわって、その児童を一時的に預かる事業で、病気の急性期や急な容態変化へも迅速な対応が可能である郡上市民病院と国保白鳥病院で実施しています。

【第1期計画期間の実績】

郡上市民病院と国保白鳥病院の2ヶ所で開設することができ、利用者の利便性向上を図ることができました。市民の認知度も上がっていて、登録者数も増加傾向にあります。

＜郡上市民病院＞

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録利用者数	166人	199人	196人	180人
利用者数	173人	212人	78人	109人

＜国保白鳥病院＞

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録利用者数	96人	115人	147人	161人
利用者数	16人	46人	156人	123人

【アンケート結果から見られる現状】

この1年間に、子どもが病気やケガで通常の定期的な教育・保育が利用できなかったことはあるかについて、「あった」の割合が就学前児童で82.2%、就学児童で67.8%となっています。その対処方法

として、「病児・病後児の保育を利用した」人の割合は就学前児童で8.2%、就学児童で1.9%となっているものの、就学前児童、就学児童ともに「母親が休んだ」が最も高くなっていることから、多くの保護者は病気やケガの際、家庭で保育を実施していることがわかります。

一方、母親または父親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の回答は、就学前児童で25.5%、就学児童で11.4%となっており、潜在的な利用ニーズがうかがえます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1,405人日	1,351人日	1,307人日	1,244人日	1,175人日
供給可能量②	1,405人日	1,351人日	1,307人日	1,244人日	1,175人日
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

アンケート結果から利用ニーズが伺えるため、引き続き保護者の就労等の両立を支援できるように、各病院と連携を図っていきます。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

子どもを預かってほしい人（依頼会員）と預かることのできる人（援助会員）が会員組織を構成し、会員相互による育児支援活動を有償で行う事業です。

【第1期計画期間の実績】

会員数は年々増加していますが、目標値には達していません。  
また、利用件数も年々減少しています。

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
依頼会員数	578人	640人	485人	619人
援助会員数	307人	322人	332人	351人
両方会員数	54人	56件	62人	68人
利用件数	4,386件	2,424件	2,219件	1,886件

【アンケート結果から見られる現状】

就学前児童において、小学校就学後に放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所として、0.3%となっており、割合は少ないものの潜在的な利用ニーズがあると考えられます。

一方、就学児童において、放課後の時間を過ごしている場所として、「ファミリー・サポート・センター」の割合が0.0%となっています。

また、日中の定期的な保育や病気以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業として、「ファミリー・サポート・センター」の利用割合は就学前児童で1.5%、小学生で0.8%となっており、利用している人が限定されている状況がうかがえます。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

-就学児童の利用-

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	0人	0人	0人	0人	0人
供給可能量②	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

就学児童の当該事業の利用はないものとして見込んでいますが、事業全体をみると会員数の増加や、利用者が2,000件近くいることから、今後も会員数の増加を図るとともに弾力的な運営を継続していきます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

育児ストレス、産後のうつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対する不安や孤立感などを抱える母親、お子さんの発達を心配している家庭、不適切な養育状態にあり、虐待のリスクを抱えている家庭に養育支援訪問員を派遣し、家事育児の援助を行う事業です。

【第1期計画期間の実績】

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問世帯	7件(世帯)	10件(世帯)	10件(世帯)	6件(世帯)
訪問回数	55回	62回	52回	33回
会議・研修会	9回	11回	9回	4回

【現状】

子ども・子育て支援新制度開始後の平成27年度～平成30年度の4年間平均で約8件(世帯)の訪問世帯があり、平均約50回の訪問をしています。

養育支援訪問員については、母親の支援受け入れに対する拒否感により、介入できない場合もありますが、引き続き「支援の必要性やリスク回避の重要性」について理解を得ながら支援体制が築けるように努めていく必要があります。

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞ -訪問回数-

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	50回	50回	50回	50回	50回
供給可能量②	50回	50回	50回	50回	50回
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

訪問世帯数と訪問回数は減少傾向で推移していますが、今後は増加が見込まれます。引き続き、関係機関と連携して支援が必要な家庭への迅速な対応を行います。

## (12) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条に基づき、健やかな子どもを産み育てるため、妊娠期の異常の早期発見、早期治療を目的として健康診査を行う事業です。

### 【第 1 期計画期間の実績】

市内医療機関での委託・県下広域妊婦健診・県外受診者への受診費用償還払いなどで妊婦健診における経済負担を軽減しています。

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
支払件数	3,405 件	3,235 件	3,486 件	2,508 件

### 【現状】

平成 27 年度～平成 29 年度では、各年 3,000 件を超える実績がありましたが、平成 30 年では 2,500 件程度の実績となりました。

妊娠期における健康管理と虐待予防の観点から、今後も保健師や栄養士等による妊婦相談を充実させるとともに、継続的に支援が必要なケースについて保健と医療、福祉が連携してサポートする仕組み（禁煙サポート体制、虐待リスクの早期発見と早期予防のための支援体制等）づくりが必要です。

### 【第 2 期計画期間における量の見込みと確保方策】

#### <量の見込み>

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み①	3,158 件	3,158 件	3,158 件	3,158 件	3,158 件
供給可能量②	3,158 件	3,158 件	3,158 件	3,158 件	3,158 件
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

#### <確保方策>

引き続き対象者への周知を図り利用を促進していきます。

## (13) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【第 1 期計画期間の実績】

#### <乳幼児全戸訪問件数>

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
訪問件数	281 件	274 件	267 件	243 件



【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	233件	215件	203件	192件	183件
供給可能量②	233件	215件	203件	192件	183件
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

0歳児人口は減少していく推計されますが、今後もすべての乳児家庭が訪問できるように取り組みを続けます。

## (14) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、相談支援等を行う事業です。

【第1期計画期間の実績】

＜利用者支援事業実施箇所数＞

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問件数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【第2期計画期間における量の見込みと確保方策】

＜量の見込み＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
供給可能量②	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

本市では令和2年度からの子育て世代包括支援センターの開設に伴い、同センター内で「基本型」の利用者支援事業の実施を開始しています。

今後も子育て世代包括支援センターでの事業の実施を継続していきます。

## (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について低所得者に対して、公費による補助を行う事業です。

### 【今後の方向性】

事業の導入については、国や県の近隣の市町村の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握しながら検討します。

## (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

### 【今後の方向性】

本市では教育・保育の提供量がニーズ量を上回っていることから、現時点では民間事業者の参入は想定しておりません。

## 第6章 子ども・子育て支援事業計画の進行管理

### 1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「郡上市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の実施状況について点検、評価を行います。

### 2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

## 資料編

### (1) 用語集

用語	内容
あ行	
育児休業	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。育児・介護休業法では、原則として子が1歳に達するまで、両親ともに休業を取得する場合には子が1歳2ヵ月になるまで、認可保育所への入所を希望したが入所できない場合等には子が1歳6ヵ月になるまでの労働者の育児休業取得が認められている。
か行	
外国につながる	本計画では、「外国につながる子ども」、「外国につながる家庭」という表現を使用している。 国籍に関わらず、海外に自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どもを指す言葉として使用されている。 国の策定指針においても、「特別な支援が必要な子ども」として「外国につながる子ども」が挙げられている。
核家族化	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のことを「核家族」と呼ぶが、我が国では都市化や高度経済成長とともに、3世代同居等の「大家族世帯」が減少し、「核家族」世帯の増加が進行した。この現象を「核家族化」と呼んでいる。
家族	夫婦とその血縁関係者を中心に構成され、共同生活の単位となる集団のこと。
学校	学校教育法では、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」としている。教育基本法における「法律に定める学校」についても学校教育法で定義されているものである。 本計画においてもその規定に準じる。
家庭	夫婦・親子等の関係にある者が生活をともにする、小さな集団。また、その生活する所のこと。「家族」もおおむね同義で扱うが、「家庭」については場所・環境を意味する表現が付帯する。
企業	利潤追求を目的として、継続的かつ計画的な意図のもとに、生産、販売、サービス等、各種の営利行為を実施する一つの統一された独立の経済的生活体のこと。 本計画においては、主に市内に事業部のある私企業を指す。
教育時間	幼稚園教育要領では、「幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。」としている。本計画においても、この規定に準じる。
行政	本計画では「行政機関」の事を言う。
合計特殊出生率	15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられる。
子どもの貧困率	その国の貧困線（統計上、生活に必要な物を購入できる最低限の収入を表す指標）以下の所得で暮らす相対的貧困状態にある17歳以下の子どもの割合。
さ行	
出生率	人口1,000人当たりにおける出生数のこと。
新・放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標に策定された。
世帯	本計画では、以下のように定義している。 ○単独世帯：一人で生活している方の世帯 ○核家族世帯：夫婦とその未婚の子供、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子供の世帯 ○その他世帯：上記以外のいわゆる2世代、3世代同居の世帯

用語	内容
た行	
待機児童	「保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童」のこと。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としている。 本計画においてもその規定に準じる。
な行	
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）に基づき、平成18（2006）年10月設置された。一般的には「幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設」とされる。母体となる施設によって「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つのタイプがある。
ネットワーク	本計画では、「個々の人のつながり」という意味で扱う。
は行	
不妊治療	「正常な性生活を継続しながら、妊娠しない状態」である「不妊症」に対する治療のこと。
保育園（保育所）	児童福祉法では、「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」としている。 本計画においてもその規定に準じる。
保護者	「未成年者などを保護する義務のある人。特に、その子供の親、または親に代わる者」のこと。
ボランティア	無償で自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人、またはその活動。社会福祉、教育、環境保全、保健等、社会全般を対象とする。一般的にボランティアの理念として、自分から行動すること、ともに支え合い協力し合うこと、見返りを求めないこと、よりよい社会の実現を目指すこと、が挙げられる。
‰（パーミル）	1000あたりの割合のこと。千分率。 %（パーセント）は100あたりの割合（百分率）である。
ま行、や行、ら行、わ行	
メディア	本計画では、「インターネットのニュースサイトや新聞、雑誌といった情報媒体」という意味で使用している。
幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法よれば、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とされている。
労働力率	15歳以上の人口に占める、労働力人口（就業者数+完全失業者数）の割合。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」ともいう。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。
ABC	
ALT	「Assistant Language Teacher」の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手の事を言う。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、日本語では「情報通信技術」と訳される。「IT（Information Technology）／情報技術」とほぼ同義のみを持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合はICTと、区別して用いる場合もある。
PTA	「Parents Teacher Association」の略で、日本語では「保護者と教職員による教育関連団体」と訳される。主な目的は、保護者と先生が協力し合って学校運営に携わり、子どもの学習環境を整えていくということである。

## (2) 子ども・子育て会議条例

### 郡上市子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、郡上市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

#### (組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する団体からの代表者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 欠員により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。  
2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。  
2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 市は、委員に対し、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年郡上市条例第47号）に定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

### (3) 子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属機関・団体名	役職等
会長	上村英二	高鷲地域放課後児童クラブ	郡上市放課後児童クラブ 連絡会 会長
副会長	松井弓枝	郡上市ファミリー・サポート・センター	NPO法人 子ラボハウス キキの家 代表
委員	中島しのぶ	保護者代表	保護者代表（八幡町）
委員	山田純子	保護者代表	保護者代表（大和町）
委員	武藤里恵	郡上市PTA連合会	県PTA母親委員 家庭教育委員会所属
委員	可児 享	ひかり保育園	ひかり保育園園長 市保育研究協議会会長 県民間保育園連盟所属
委員	戸上仁美	はちまん幼稚園	はちまん幼稚園園長 市保育研究協議会園長部長
委員	杉山美幸	たかす北保育園	たかす北保育園園長 市保育研究協議会委員
委員	辻 治美	郡上市社会教育委員会	社会教育委員長
委員	上村ひとみ	主任児童委員連絡会	主任児童委員連絡会 会長
委員	木越晴子	郡上市ひまわり教室保護者会	郡上市ひまわり教室保護者
委員	成澤武史	児童福祉施設（合掌苑）	合掌苑 施設長
委員	西垣吉之	中部学院短期大学	教育学部 こども教育学科 教授
委員	野々田光則	高鷲小学校	小学校長 代表
委員	森 美津子	公募委員	一般公募



## (4) 子ども・子育て会議の開催

### 第1回

日時：令和元年7月17日（水）午後1時30分～

場所：郡上市総合文化センター4F・第1大会議室

内容：■第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

- ①計画策定の趣旨・位置づけ、期間
- ②計画の施策の展開
- ③計画策定のイメージ
- ④計画策定のスケジュール
- ⑤子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査
- ⑥その他

### 第2回

日時：令和元年10月29日（水）午後1時30分～

場所：郡上市総合文化センター4F・第1大会議室

内容：■第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

- ①第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題
- ②第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子
- ③基本施策の追加項目
- ④語句の注釈

■児童館運営委員会

- ①児童館運営委員会の役割
- ②児童館4館の事業概要
- ③児童館を紹介した行政番組の視聴

### 第3回（仮）

日時：令和2年〇〇月〇〇日（〇）午前10時～

場所：郡上市総合文化センター4F・第1大会議室

内容：第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

- ①計画の施策の展開についての修正確認
- ②量の見込みと確保方策についての修正確認
- ③パブリックコメントについて